

# 福島県環境基本計画

## 《 素 案 》

平成22年3月  
福島県

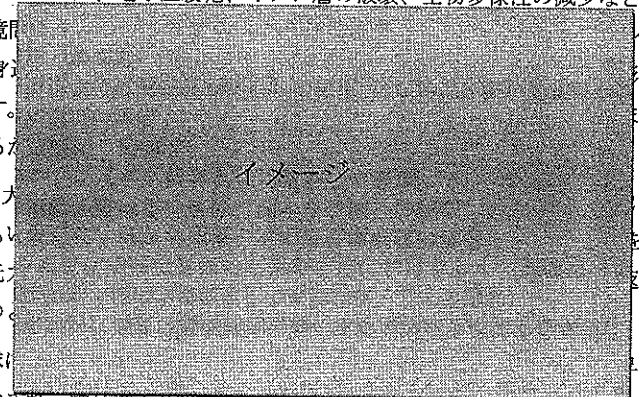


私たちのふるさと福島県は、広大な森林と数多くの河川を有し、尾瀬や猪苗代湖、裏磐梯に代表される美しい自然に恵まれております。私も、県内各地を訪れることにそのことを実感いたします。

そうした自然の恵みが温かい地域社会を育み、伝統や文化をつくりだしてきました。厳しい冬に耐えた山々から流れ出る雪解け水が春を告げる頃、草木が芽吹き、そして、この清らかな水が夏の間の成長を促し、秋には豊かな実り

をもたらす。悠久の昔から繰り返されてきたこの四季の移ろいこそが、日本人の感性を磨き、情緒をつくり上げてきたのです。

しかし、一方では、地球温暖化、オゾン層の破壊、生物多様性の減少など地球規模での環境問題が深刻化し、人々の健康や生活に大きな影響を及ぼしています。また、自然の恵みも減少し、自然の復元が困難な状況に陥っています。



それは、自然の恵みも減少し、自然の復元が困難な状況に陥っています。また、自然の恵みも減少し、自然の復元が困難な状況に陥っています。

既に地球温暖化の影響が顕著となり、国土が浸食され、海に沈んでしまうことが心配される国まで出てきているのです。

今や、一人ひとりが、地球の、そして子どもたちの未来に思いをはせ、地球環境のために自分に何ができるか、何をしなければならないかを自らに問いかけ、行動に移すべき時です。この計画をその道しるべとして、福島県が、将来にわたって自然の恵みを楽しみ、心豊かに暮らせるふるさとであり続けるよう、みんなで力を合わせていこうではありませんか。

平成19年3月

福島県知事 佐藤 雄平

# 福島県環境基本計画の構成

## 第1章 はじめに 計画策定の趣旨、計画の性格、計画の期間

**計画の期間** 新しい総合計画と将来展望を共有しながら、平成22（2010）年度を初年度とし、平成26（2014）年度を目標年度とする5ヶ年計画とする。

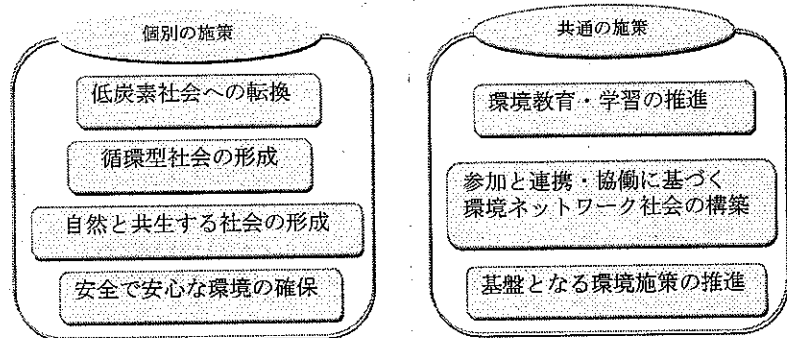
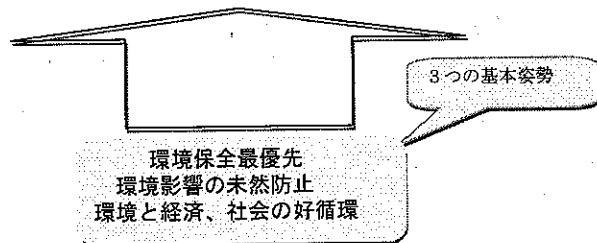
## 第2章 計画の目標と基本姿勢

基本目標の達成に向け、3つの基本姿勢を常に意識しながら、「環境教育・学習の推進」「参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築」「基盤となる環境施策の推進」という共通の施策と、「低炭素社会への転換」「自然と共生する社会の形成」「安全で安心な環境の確保」「循環型社会の形成」という個別の施策を推進していきます。

**基本目標**：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

※ 基本目標の案は次回の部会で提示する予定です。

(参考) 現在の基本目標：「自然と共生する地球にやさしい“ふくしま”」



第3章 現状と課題	本県の特徴、環境の現状と課題
第4章 施策の体系と展開	各種施策の展開
第5章 各主体の役割	県、市町村、事業者、県民に期待される役割
第6章 計画の推進と進行管理	PDCAサイクルで進行管理、見直し

## これまでの福島県の特徴的な取組み

### 低炭素社会への転換

- 地球温暖化対策など県民運動としての推進
- 地球温暖化防止に向けた県独自の目標の設定とその対策の推進
- 環境・エネルギーフェアの開催

### 循環型社会の形成

- 「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」の制定
- うつくしま未来博の開催(環境問題への具体的挑戦～エコチャレンジ21の取組み～)
- 「福島県循環型社会形成に関する条例」の制定
- 「産業廃棄物税」の導入

### 自然と共生する社会の形成

- 尾瀬地区における交通システムの構築(全国で初めて観光バスも規制対象)
- 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」の制定(閉鎖性水域の水環境悪化の未然防止として全国初)
- 磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域におけるサイン整備等の地域住民、事業者、行政が連携した沿道景観形成の推進
- 「福島県野生動植物の保護に関する条例」の制定
- 「うつくしま『水との共生』プラン」の策定
- 「森林環境税」の導入

### 安全で安心な環境の確保

- 「福島県化学物質適正管理指針」の策定(「PRTR法」より広い対象化学物質・事業場)
- 化学物質リスクコミュニケーションの推進

### 環境教育・学習の推進

- フォレストパークあだたら、アクアマリンふくしま(循環の理念に基づいた環境教育・学習施設)の整備
- 体験的環境教育推進事業、うつくしまエコライフ実践校事業等による子どもたちの環境学習の推進
- 福島議定書事業への積極的な取組み
- せせらぎスクールへの積極的参加の促進(延べ参加者数全国一)
- 県民、事業者及び行政が一体となった環境保全活動の推進

### 参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

- 地球にやさしい“ふくしま”県民会議の設置
- ふくしま環境活動支援ネットワークの設立

### 基盤となる施策の推進

- 風力発電所設置事業の「福島県環境影響評価条例」の対象事業への追加(全国初)

目 次	
1	第1章 はじめに.....1
2	第1節 計画策定の趣旨.....1
3	第2節 計画の性格.....1
4	第3節 計画の期間.....2
5	第2章 目標と基本姿勢.....3
6	第1節 計画の目標.....3
7	第2節 施策展開に当たっての基本的姿勢.....3
8	第3章 現状と課題.....5
9	第1節 本県の特徴.....5
10	第2節 環境の現状と課題.....7
11	1 低炭素社会への転換.....7
12	2 循環型社会への転換.....10
13	3 自然と共生する社会の形成.....14
14	4 安全で安心な環境の確保.....18
15	5 環境教育・学習の推進.....23
16	6 参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築.....24
17	7 基盤となる施策の推進.....25
18	第4章 施策の体系と展開.....27
19	第1節 施策体系.....28
20	第2節 施策の展開.....29
21	1 低炭素社会への転換.....28
22	(1) 温室効果ガス排出抑制の取組みの推進.....28
23	(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用.....31
24	(3) 二酸化炭素吸収源としての森林整備の推進.....32
25	(4) 環境・エネルギー関連産業の活性化.....32
26	2 循環型社会の形成.....33
27	(1) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進.....34
28	(2) 廃棄物の適正な処理の推進.....36
29	(3) 環境と調和した事業活動の展開.....37
30	(4) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進.....40
31	3 自然と共生する社会の形成.....41
32	(1) 多様な自然環境の保全.....41
33	(2) 生物多様性の保全と持続可能な利用.....44
34	(3) 自然との豊かなふれあいの推進.....46
35	(4) 良好な景観の保全と創造.....48
36	(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全.....49
37	(6) 猪苗代湖等の水環境保全.....50
38	4 安全で安心な環境の確保.....52
39	(1) 大気、水、土壌等の保全対策の推進.....52
40	(2) 化学物質対策の推進.....56
41	(3) 公害紛争等の対応.....57
42	(4) 原子力発電所及び周辺地域の安全確保.....57
43	5 環境教育・学習の推進.....59
44	(1) 多様な場における環境教育・学習の充実.....59
45	(2) 学校、地域等における指導者の育成.....60
46	(3) 環境教育・学習基盤の充実.....60
47	6 参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築.....61
48	(1) 各主体の自発的な活動の促進と連携.....61
49	(2) 県域を越えた取組みの推進.....63
50	7 基盤となる施策の推進.....64
51	(1) 環境配慮の推進・普及.....64
52	(2) 環境と調和のとれた土地利用の推進.....65
53	(3) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成.....66
54	(4) 総合的な調査研究、監視体制の整備.....67
55	(5) 環境保全に関する情報の収集と提供.....68
56	第5章 各主体の役割.....69
57	第1節 県の役割と市町村に期待される役割.....69
58	第2節 事業者期待される役割.....70
59	第3節 県民に期待される役割.....71
60	第6章 計画の推進と進行管理.....74
61	第1節 計画の推進と普及.....74
62	第2節 計画の進行管理.....74
63	環境関連計画の体系図.....75
64	環境指標一覧.....76
65	福島県環境基本条例.....81

# 第1章 はじめに

## 第1節 計画策定の趣旨

20世紀は、私たちが自然の大切さや偉大さに気づかず、自然と人が離れていった世紀であったことを反省し、「環境の世紀」と言われる21世紀においては、自然と人が再び近づいていくことが大切です。

県では平成9年3月に策定した「福島県環境基本計画」に基づき、県民、事業者などの各主体の参加と連携により積極的に環境保全の取組みを進めてきました。

これまでの取組みにより着実な成果が現れている一方、環境を取り巻く状況の変化などから、今後一層の取組みが必要と見られます。

今日の環境問題の多岐にわたるようになってきているとともに、多数の環境問題が顕在化しています。また、地球温暖化、環境ホルモンなど、化学物質による健康被害のイメージ

このような環境問題の顕在化の実現に向けた取組みを推進し、環境の保全は他のあらゆる分野と同様に平成18年度を目標年度とする新たな「福島県環境基本計画」を策定しました。

また、平成18年度には、計画策定に際しての状況変化や施策動向などを踏まえて、これらを計画に反映させ目標の達成に向けてより効果的かつ確に環境課題に取り組めるよう、具体的施策や環境指標などについて一部見直しを行いました。

## 第2節 計画の性格

「福島県環境基本条例」第10条の規定に基づき、本県の環境の保全に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画です。

県政運営の基本指針として策定された福島県新長期総合計画「うつくしま21」の基本目標である「地球時代にはばたくネットワーク社会～ともにつくる美しいふくしま～」を、環境の面から実現することを目指した計画です。

県の各種計画の策定や施策の実施に際し、本県の環境保全に関する基本的な方向を示すものとして位置付けられる計画です。

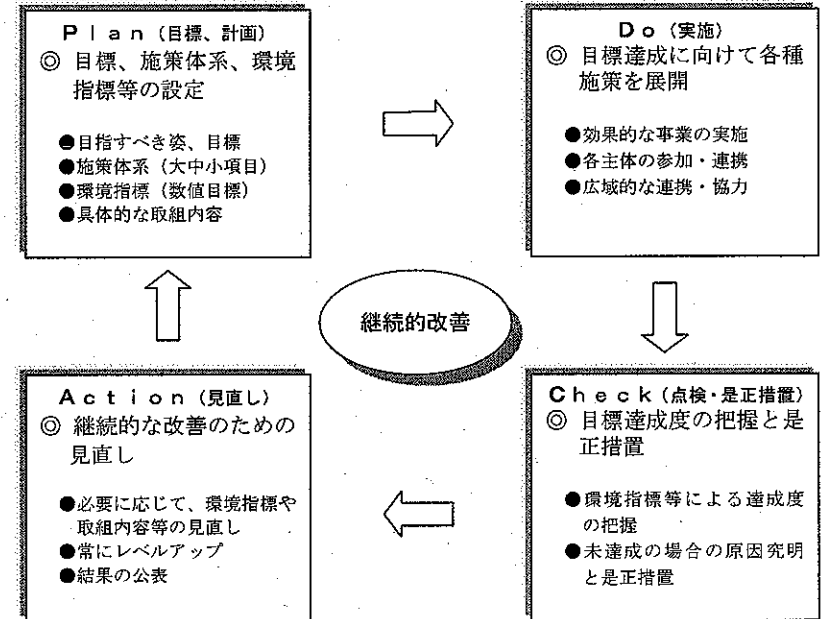
県の環境施策はもとより、県民、事業者、市町村などに期待される取組みも含めて、本県の環境保全の基本的な考え方を示すとともに、各主体の連携・協力を図りながら、環境の保全を一体となって進めるための計画です。

## 第3節 計画の期間

総合計画と将来展望を共有しながら、平成22（2010）年度を初年度とし、平成26（2014）年度を目標年度とする5ヶ年計画とします。

今後の環境の状況の変化と社会経済情勢などに対応して、PDCAサイクル<sup>※1</sup>に基づいた進行管理により常にレベルアップを図ります。

### PDCAサイクルによる進行管理



※1 PDCAサイクル：目標、計画を定め（Plan）、これを実行実施し（Do）、その実行実施状況を点検し（Check）、見直し、改善する（Action）という一連のサイクルにより、継続的な改善を図る仕組みです。



# 第3章 現状と課題

## 第1節 本県の特徴

### 1 県土の特徴

本県は、東北地方の最南部に位置し、13,783km<sup>2</sup>という全国第三位の広大な県土面積を有しています。

本県は、県土の約70%を森林が占めているとともに、阿武隈川、阿賀川をはじめとする総延長4,864kmに及ぶ河川、猪苗代湖などの大小の湖沼群、南北160kmに及ぶ海岸線、標高2,000m級の山岳、各地に点在する温泉地等を有し、磐梯朝日国立公園、日光国立公園尾瀬地区に代表される豊かな自然と美しい景観に恵まれています。

県土は南北に縦断する阿武隈高地、奥羽山脈によって、浜通り、中通り、会津の3地方に分けられ、それぞれ気候、風土等を異にした地域特性を有しています。また、特定の都市に人口や機能が集中することなく、県内各地にヒューマンスケールの都市が分散した特色ある多極分散型の県土構造を有しています。

本県は豊かな自然に恵まれていると同時に、東京圏から概ね200km圏に位置するという地理的優位性を有しています。また、北海道・東北地方と関東地方の結節点となっており、高速交通ネットワークとして新幹線や福島空港が整備され、高速道路については着実に整備が進められています。

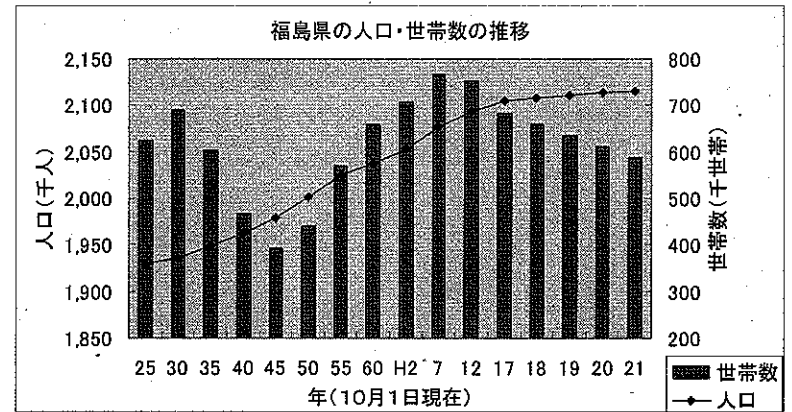
また、太平洋に沿って延びる海岸線には、火力発電所、原子力発電所が立地し、全国有数の電源地帯を形成しています。

### 2 社会的特性

#### (1) 人口

本県の人口は、昭和23年に初めて200万人台となり、その後、増加が続きましたが昭和31年の209万人をピークに減少傾向をたどり、昭和47年には、戦後最低の人口(193万人)となりました。この年を底に増加に転じ、平成10年1月には213万8千人に達しましたが、平成10年には26年ぶりに減少に転じています。これ以降減少が続き、平成21年9月の人口は2,043,451人となっています。

世帯数は、平成21年9月には731,223世帯で、平成15年から一世帯当たりの人数は3人を割っており、今後更に核家族化が進むものと予測されています。

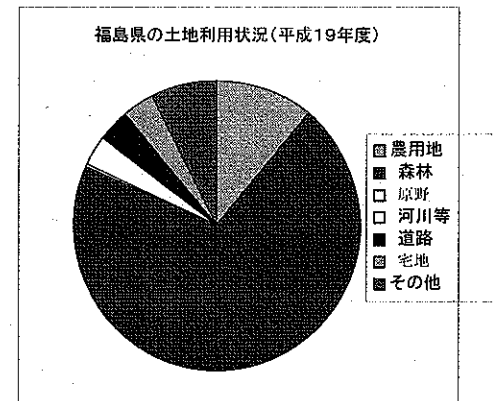


(データ：平成18年から平成21年は「福島県の推計人口」(福島県企画調整部)、  
その他は「国勢調査報告」(総務省統計局)より)

#### (2) 土地利用

平成19年における県土面積13,783km<sup>2</sup>の構成は、農用地が11.2%、森林が70.4%、道路が3.7%、宅地が3.5%などとなっています。

平成10年から平成19年までの推移を見ると、農地や森林の開発傾向は弱まってきてはいるものの、面積の減少は続いており、一方で宅地や道路の増加傾向が続いています。また、低・未利用地の増加等によりその他の土地の割合が高くなってきています。

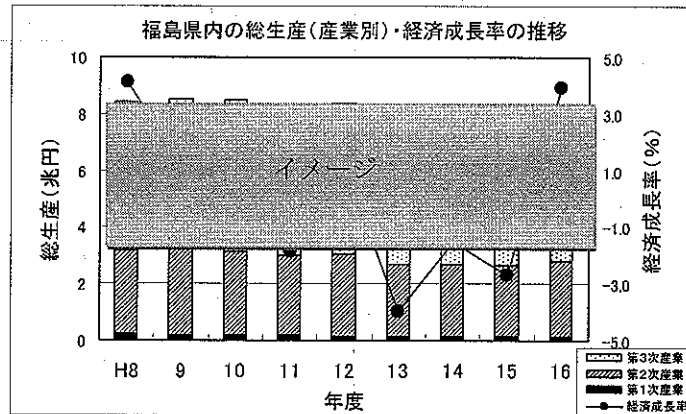


(データ：「福島県」土地利用の現況) (福島県企画調整部)より)

### 1 (3) 産業・経済

2 平成19年度の県内総生産は、名目で7兆8,834億円、実質で9兆1,360億円となっており、経済成長率は、名目で△0.7%で4年ぶりのマイナス、実質で0.7%で4年連続のプラスとなっています。

3 平成19年度県内総生産の産業別構成比は、第1次産業が1.9%、第2次産業が32.5%、第3次産業が67.9%となっています。



(データ:「福島県民経済計算年報」(福島県企画調整部)より)

## 9 第2節 環境の現状と課題

10 本県の環境保全に関するこれまでの成果を踏まえた現状及び課題について、その  
11 主なものを施策展開の基本方向ごとに整理すると以下のようになります。

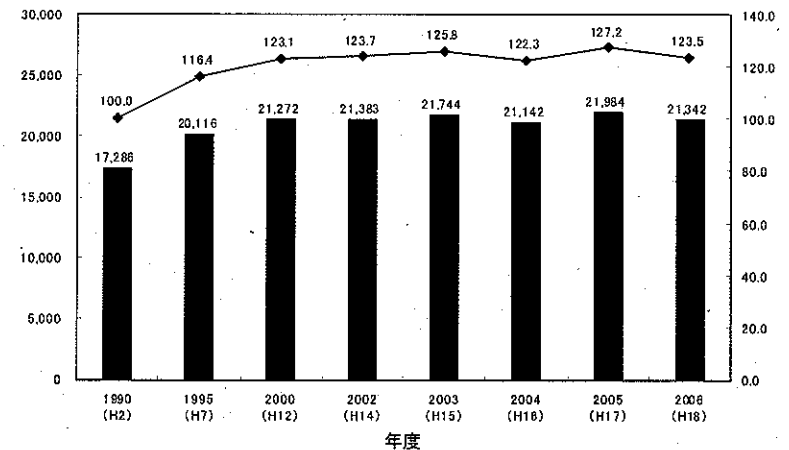
### 12 1 低炭素社会への転換

#### 13 (1) 現状

- 14 ◆「気候変動に関する政府間パネル」の第4次報告によれば、地球の気温はここ100  
15 年で0.74℃上昇しており、地球が温暖化していることは疑う余地がなく、その原因  
16 は、人間活動によって発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加であるとほぼ  
17 断定されています。
- 18 ◆地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関  
19 わる最も深刻な環境問題であるとの共通認識の下、平成9年(1997年)に取り交  
20 わされた京都議定書が、平成20年(2008年)に発効したことを受け、締結国に  
21 対しては、温暖化対策が進められているところです。

- 1 ◆また、平成21年(2009年)12月には、京都議定書の約束期間後の気候変動枠組みを  
2 協議する国際会議が開催されるなど、温暖化対策に向けた国際的な動きが加速化しています。
- 3 ◆我が国においては、京都議定書において平成2年(1990年)比6%の削減を図ることを  
4 約束しており、また、京都議定書後の中期目標として、平成32年(2020年)までに2  
5 5%の温室効果ガス削減を提示しています。
- 6 ◆こうした中、本県においては、地球温暖化防止等の環境保全活動を県民運動として展開して  
7 きており、県民の理解や取組みは進みつつありますが、温室効果ガスは平成18年(200  
8 6年)度の時点で基準年度である平成2年(1990年)から23.5%の増加している状  
9 況にあります。

### 温室効果ガスの総排出量と伸び率



(データ:「福島県における平成18年度の温室効果ガス<sup>※1</sup>排出量について」(福島県生活環境部)より)

12 注 温室効果ガスは物質によって地球温暖化に対する効果が異なることから、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)  
13 の効果を1として他の温室効果ガスの係数を定め、二酸化炭素に換算し評価します。

- 14 ◆低公害車が徐々に普及するなど、地球温暖化防止に向けた県民の理解や取組みが進み  
15 つつあります。
- 16 ◆フロン類<sup>※2</sup>の回収・破壊などの適正処理の実施により、地球温暖化防止やオゾン層<sup>※1</sup>

<sup>1</sup> 温室効果ガス:大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。

<sup>2</sup> フロン類:フロン類は正式名称をフルオロカーボン(フッ素と炭素の化合物)といい、CFC(クロロフルオロカーボン)HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)HFC(ハイドロフルオロカーボン)の3種類があります。CFC、HCFCはオゾン層破壊物質であるとともに、温暖化効果が二酸化炭素よりも大きく(90~8,100倍)、代替フロンであるHFCはオゾン層を破壊しないものの、二酸化炭素の140~11,700倍の温暖化効果があります。

保護に向けて取組みが進められてきています。

◆毎月1, 11, 21日を「バス・鉄道利用促進デー」とし、バス・鉄道をはじめとした環境にやさしい公共交通機関の利用促進を広く呼びかけています。

◆公共交通機関の維持・確保のため、交通事業者及び市町村に対して、補助制度等を活用し支援しています。

◆平成21年度から公共交通機関の利用促進に努めている企業・団体を認証する「うつくしま公共交通機関認証制度」を創設しました。

## (2) 課題

◆温暖化対策の必要性は十分認識されているものの、日常的、具体的な行動に結びきにくい傾向にあり、温暖化対策の「自分ごと化」を図るための適切な情報を普及させるとともに、具体的な行動につなげるきっかけづくりが必要です。

◆温室効果ガス削減の取組みが持続するよう、取組効果が実感できる仕組みづくりが必要です。

◆温室効果ガスの排出は社会的なコストであるとの意識付けを図るとともに、個人や事業活動において温室効果ガスの発生を可能な限りゼロにするカーボンオフセットの考え方の普及啓発を図る必要があります。

◆温室効果ガスの排出抑制の取組を社会全体で正当に評価する仕組みづくりが必要です。

◆温室効果ガスの発生抑制や吸収を図るプロジェクトに資金が回る仕組みづくりが必要です。

◆県土の7割を占める森林を資源として活用するなど本県の特性を最大限に生かした温暖化対策によって、地域の活性化が図られる方策の研究が必要です。

◆地球温暖化防止及びオゾン層保護のため、フロン類の回収・破壊などの適正処理の徹底を図る必要があります。

◆温暖化対策の具体的な手法について、常に最新の情報があらゆる主体において共有できる仕組みづくりが必要です。

◆県内の豊かな地域資源を生かせる再生可能エネルギーの導入促進が図られるような環境づくりが必要です。

◆クリーンエネルギー自動車は他の自動車に比べて割高であるため、引き続き、そのメ

リットである燃費性能や、二酸化炭素排出量の削減、自動車税のグリーン化<sup>※1</sup>などについてあらゆる場を利用してアピールし、普及促進する必要があります。

◆環境にやさしい交通手段である公共交通機関の利用促進を呼びかけていく必要があります。

◆引き続き県内企業の物流に関する実態及びニーズ把握に努めるとともに、郡山西部第二工業団地において開催した「グリーン物流推進研究会」の成果を広く周知し、他地域での取組みにつなげる必要があります。

## 2 循環型社会の形成

### (1) 現状

#### ① 廃棄物

◆平成18年度の県内のごみの排出量は813,723トンであり、1日当りに換算すると2,229トンとなっています。このうちごみの搬入量は2,174トンであり、内訳は、直接埋立量36トン、直接焼却量1,819トン、焼却以外の中間処理量218トン、直接資源化量108トンとなっています。また、中間処理後128トンが資源化されており、325トンが最終処分されています。

◆平成19年度の県内の産業廃棄物排出量は、8,469千トンとなっており、これは、平成15年度の発生量である8,387千トンとほぼ同程度であり、近年の排出量の傾向は横ばいの状況にあります。

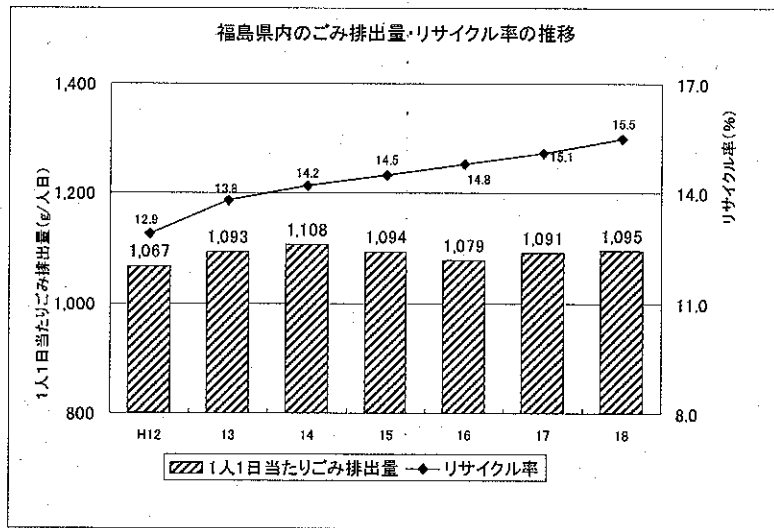
◆県民の環境に関する意識が向上しており、リサイクルなどの行動の実践によって、1人1日当たりのごみの排出量は減少傾向にありますが、生ごみ排出量の減少が進まないことなどにより、目標値(930g)の達成は困難な状況にあります。

◆産業廃棄物の不法投棄は減少傾向にありますが、その内容は悪質・巧妙化しており、そのため平成20年度に専任部署を設け、不法投棄防止対策を総合的に推進しています。

<sup>1</sup> オゾン層：地上10～50キロメートルの成層圏に存在するオゾンの層で、宇宙から降り注ぐ紫外線などから、地球を守るバリアの役割を果たしています。

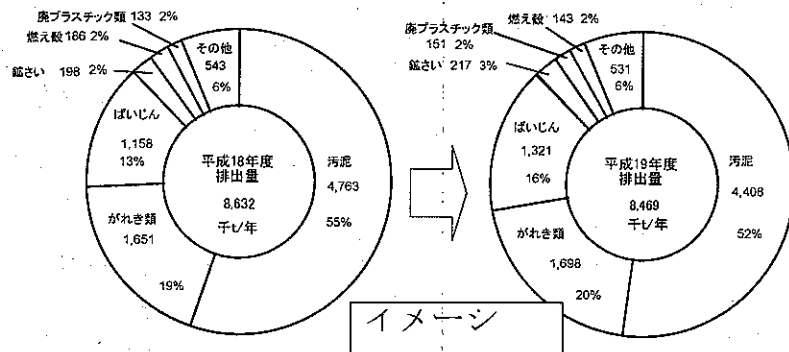
<sup>1</sup> 自動車税のグリーン化：自動車税のグリーン化とは、窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)による地域環境汚染の社会問題化や地球温暖化の進展に加えて、自動車が増加する環境に大きな影響を与えていることなどから、自動車環境対策として環境負荷の大きい自動車には税率を重く(重課)し、環境負荷の小さい自動車には税率を軽く(軽課)するものです。





(データ：「福島県の一般廃棄物処理の状況」(福島県生活環境部)より)

### 福島県内の産業廃棄物排出量



(データ：「福島県廃棄物処理実態調査報告書」(福島県生活環境部)より)

## ② 環境と調和した事業活動の展開

◆ 環境負荷低減活動に主体的に取り組む、ISO14001<sup>※1</sup>やエコアクション21<sup>※2</sup>などの環境マネジメントシステム認証を取得した事業所数は、平成15年度の216事業所から平成20年度には435事業所に倍増しています。

## ③ 資源・エネルギーの有効利用

◆ 太陽光、バイオマス、風力発電などの再生可能な新エネルギー導入量(原油換算)は平成15年度の90,421klから平成20年度には190,343klへと倍増しています。

## (2) 課題

### ① 廃棄物

- ◆ 建設産業、食品関連産業、各種製造業など、あらゆる産業の分野において、廃棄物の発生抑制・リサイクルを一層促進する必要があります。
- ◆ 産業活動による環境への負荷を低減するため、環境と調和した産業活動の促進や環境関連産業の育成や創出を進める必要があります。
- ◆ 悪質・巧妙化する不法投棄に対応するため、より一層の適正処理対策を図る必要があります。また、県民、事業者、行政が連携して不法投棄を未然に防止する監視活動を展開していく必要があります。
- ◆ 地域の実情に応じ、公共関与による産業廃棄物処理施設の確保を検討する必要があります。
- ◆ 一般家庭のごみ減量化については、3Rやマイバッグの取組みについての継続的な普及・啓発に努めるとともに、集団回収への参加促進を図ることが重要です。また、事業系一般廃棄物の減量化やリサイクルを推進するためには、市町村や一部事務組合を通じて、事業所に対して効果的な施策を講じる必要があります。
- ◆ 容器包装廃棄物の分別収集を徹底し、ペットボトルなどを市町村等から指定法人に円滑に引き渡すことが必要です。
- ◆ 廃棄物の排出抑制、減量化のための施設整備や処理及び再利用技術の開発等のコストが大きいため、産業廃棄物税を活用するなどした取組みを推進する必要があります。

<sup>1</sup> ISO14001:国際標準化機構=ISOの定める環境マネジメントシステムの規格です。企業などが自主的、積極的に環境保全に向けた取組みを計画し、実行し、点検し、見直すための規格で、認証を取得するには専門機関への審査が必要です。

<sup>2</sup> エコアクション21:広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく事業者のための認証・登録制度です。

- ◆産業廃棄物の排出量が依然として高い水準で推移しており、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルをより一層進めるとともに、産業廃棄物の適正処理を促進することが必要です。
  - ◆アスベスト廃棄物などの新たに社会問題となっている産業廃棄物や、過去の負の遺産であるPCB廃棄物などの問題に適切に対応していく必要があります。
  - ◆下水汚泥の減量化にあたっては、現在の汚泥処理状況を踏まえ市町村において地域の特性や地理的条件等に応じた適切な処理方法を選択する必要があります。
  - ◆農業用使用済プラスチックの適正処理やリサイクル促進のため、組織的回収率の向上や、塩化ビニル系とポリエステル系等の分別収集の徹底、及び長期展張フィルムや生分解性プラスチックの導入促進を図る必要があります。
- ② 環境と調和した事業活動の推進**
- ◆企業が存続していくためには、社会的責任(CSR)<sup>\*1</sup>を果たしていく必要があるという考え方が普及する中、法を逸脱するような活動をする一部業者の存在により、業界全体の振興が妨げられるような場合もなお存在するので、業界全体や社会全体で環境と調和した事業活動の推進を支えていく必要があります。
  - ◆エコ・リサイクル製品については制度の普及に加え、製品の利用拡大を図るため、リサイクル技術開発への支援やリサイクル製品の利用促進などを支援していく必要があります。
  - ◆平成21年6月1日から県内全域でレジ袋無料配布中止の取組みがスタートしましたが、引き続き、事業者・消費者団体・行政機関の連携・協力を深めるとともに、新たに「ストップ・ザ・レジ袋実施店」への参加を呼びかけ、この取組みが更に広がるようにしていく必要があります。
  - ◆新しい技術の開発には、多大なコストと時間を要するので、実用可能な製品化を見据えた長期的な計画と、進行管理に基づいた取組みが重要です。
  - ◆循環型農業の推進のためには、畜産農家、耕種農家、堆肥センターの強力な連携のもとでの良質堆肥の製造と販売、広域的な供給システムの構築が必要です。
  - ◆化学農薬の使用量を減少させ、環境と共生する農業を推進するためには、残留農薬のポジティブリスト制度の周知徹底、農産物のトレーサビリティシステムの対応強化及び監視体制の整備、生物的防除技術等を取り入れた化学農薬低減技術の導入を促進する必要があります。
  - ◆化学肥料使用量の削減、有機栽培など環境と共生する農業を推進するためには、地域ぐるみでの取組み、農産物の付加価値販売との連携、地球温暖化への対応や生産費の低減等への対応、有機質肥料を地域内で容易に入手できる仕組みづくり、消費者や食

<sup>1</sup> 企業の社会的責任(CSR)：企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆる利害関係者からの要求に対して適切な意思決定をすることを指します。

- 品関係事業者の理解と連携が重要です。
  - ◆大規模(家畜排せつ物法適用対象)畜産農家における家畜排せつ物の管理施設の整備が進んだが、防水シート等を用いた簡易施設で対応している小規模畜産農家等の恒久的な施設整備や生産堆肥の流通促進のための施設等整備に対しての支援が引き続き必要です。
  - ◆県有施設の新築、改修に当たっては、率先して省エネルギー化を推進する必要があります。また、ESCO事業などの導入を進めるとともに、その経験やノウハウを積極的に事業者等に提供していくことが重要です。
- ③ 資源・エネルギーの有効利用**
- ◆県民の省エネルギーに対する意識は高まっていますが、行動に結びつけるためには無理なく実践できる省エネルギー行動を促す必要があり、個人の取組みが可能な省エネルギー活動に確実に結びつけるための意識啓発が必要です。
  - ◆県有施設への新エネルギーの設備導入は、行政による率先導入の観点から、施設の新設・改修などの機会を捉え、積極的な導入に努めていく必要があります。
  - ◆新たに新エネルギーに加えられた小水力発電及び地熱発電のほか、雪氷冷熱や温度差エネルギーなど、まだ県内で普及が進んでいない新エネルギーの普及拡大にも取り組んでいく必要があります。

### 3 自然と共生する社会の形成

#### (1) 現状

- ◆太平洋に面した浜通り地方は、比較的温暖で太平洋型気候を呈しており、ヤブツバキ、トベラなどの暖地性の植物が分布しています。
- ◆阿武隈高地は、原生的な森林<sup>\*1</sup>はほとんど見られなくなり、スギ、アカマツ、ヒノキの造林地やコナラなどの広葉樹の二次林<sup>\*2</sup>が多く見られます。動物ではニホンザル、イノシシ、キツネ、タヌキ等が生息しています。
- ◆中通り地方は阿武隈高地と奥羽山脈にはさまれた阿武隈川流域で、市街地、水田、耕地等が多く、原生的な森林はまれにしかみられません。
- ◆奥羽山脈は、原生的な森林が各所に残っていますが、標高1,000m以下ではアカマツ、スギ、カラマツ等の造林地が多くみられます。動物では、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル、タヌキ等の生息が確認されています。また、裏磐梯には、数多くの湖沼が形成され、多くの野鳥が生息していることで有名です。
- ◆会津地方は、広葉樹を主とした天然林が随所に見られ、高山稜線部には高山植物が豊

<sup>1</sup> 原生的な森林：自然のままに人手の加えられていない状態に近い森林をいいます。

<sup>2</sup> 二次林：風水害、山火事や伐採などによって失われた後に、自然に再生した森林をいいます。

- 1 富です。また、尾瀬、宮床湿原、駒止湿原など著名な湿原が形成されています。動物  
2 では、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、モモンガ等が生息しています。  
3 魚類では「レッドデータブックふくしま」（平成15年3月）で絶滅危惧Ⅰ類とされる、  
4 ウケクチウグイ及び絶滅のおそれのある地域個体群の（福島県以南の陸封）イト  
5 ヨの分布が特徴的です。
- 6 ◆法令や条例に基づく適正管理や植生復元事業、及び公園事業の実施により、本県の豊  
7 かな自然環境の保全が図られています。
  - 8 ◆磐梯朝日国立公園の核心地域である裏磐梯地域（浄土平を含む）において、その優れた  
9 自然環境の保全と、自然と人との豊かなふれあいが図られています。
  - 10 ◆「フォレストパークあだたら<sup>※1</sup>」や「アクアマリンふくしま<sup>※2</sup>」などの自然環境の理  
11 解や環境保全の必要性に関する理解を深めるための環境教育・学習施設を整備してき  
12 ました。
  - 13 ◆尾瀬国立公園においては、全国で初めて観光バスも規制対象とする交通システムを構  
14 築するなどの自然環境への配慮が図られています。
  - 15 ◆環境と共生する農業への取組みや森林・農地等の持つ多面的機能の発揮のための施策  
16 が進められています。
  - 17 ◆野生動植物等の生態系に配慮しながら親水性を確保する河川整備等により、生物多様  
18 性<sup>※3</sup>の保全や水辺における自然とのふれあいの場の整備が進められています。
  - 19 ◆県内の野生動植物の生息・生育状況を調査し、絶滅の危険度を評価した「レッドデー  
20 タブックふくしま<sup>※4</sup>Ⅰ（植物、昆虫、鳥類）」（平成14年3月）及び「レッドデー  
21 タブックふくしまⅡ（淡水魚類、両生・爬虫類、哺乳類）」（平成15年3月）を策  
22 定し、希少野生動植物の保護に努めています。
  - 23 ◆「福島県野生動植物の保護に関する条例」（平成16年）を制定し、野生動植物の保  
24 護対策を総合的に実施しています。
  - 25 ◆規制の実効性を高め、幅広い景観施策を展開するため、景観法に対応した景観条例に  
26 改正するとともに、県景観計画を策定しました。
  - 27 ◆景観行政団体に5市町（H21.10.1現在、法定の2中核市除く）が移行しており、  
28 景観行政に対する関心が高まりつつあります。
  - 29 ◆景観アドバイザーの派遣や、修景のための助成事業等を通じ、優良景観形成住民協定

<sup>1</sup> フォレストパークあだたら：雄大な自然、森林の真ん中に身をおいて、自然と人のあるべき姿を学ぶために、安達郡大玉村に整備された施設です。

<sup>2</sup> アクアマリンふくしま：海を通して「人と地球の未来」を考える新しいかたちの「環境木旅館」として、いわき市に整備された施設です。

<sup>3</sup> 生物多様性：地球上の生物の種の多様性と遺伝子の多様性、その生息環境の多様性をいいます。一般的には生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえます。

<sup>4</sup> レッドデータブックふくしま：絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、その生息状況などの現状をとりまとめた本のことです。

- 1 数、うつくしま景観サポーター登録者数とも目標を達成しており、自然や文化、歴史  
2 など地域の特性に応じた良好な景観形成活動が活発になってきています。
- 3 ◆都市部においては、人々の安らぎや憩いの場となる都市公園の整備や緑化などによ  
4 り、身近な緑とふれあえる場の整備が進められています。また、農村部においても、  
5 ため池等の水辺空間を活用するなど、水と緑を生かした農村公園の整備が進められて  
6 います。
  - 7 ◆「うつくしま『水との共生』プラン」の推進モデルとして、夏井川流域の活動団体や  
8 関係機関の協力により「夏井川流域行動計画」（平成20年3月）を策定しました。
  - 9 ◆閉鎖性水域<sup>※1</sup>の水環境悪化の未然防止としては全国初となる、「福島県猪苗代湖及び  
10 裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」（平成14年3月）に基づき、水環境の  
11 保全に向けた取組みを行っています。
  - 12 ◆猪苗代湖の水質については、COD<sup>※2</sup>は湖水の中性化に伴い、近年上昇する傾向が見  
13 られ、平成20年度においては、前年度と同じ値でしたが、目標値を達成しておりま  
14 せん。また、大腸菌群数は平成18・19年度に環境基準を超過しましたが、平成2  
15 0年度は達成しました。
  - 16 ◆裏磐梯湖沼群の水質については、一部の湖沼でCODが上昇する傾向が見られ、平成  
17 20年度においては、すべての湖沼で目標値を達成しておりません。
- ## 18 (2) 課 題
- 19 ◆県民一人ひとりが積極的に自然環境保全活動を実践することが重要であることから、  
20 普及啓発活動の一層の推進が必要です。
  - 21 ◆健全な生態系や水循環を維持するために重要な役割を果たしている森林・農地、里地  
22 里山<sup>※3</sup>や水辺地などの身近な自然環境を適正に管理するとともに、その重要性につい  
23 て一層の普及啓発が必要です。
  - 24 ◆外来種が繁殖し、生態系に混乱が生じているため、健全な生態系を保全する取組みが  
25 必要になってきています。
  - 26 ◆日本を代表する 高層湿原である尾瀬でのニホンジカによる食害が大きな問題となっ  
27 てきており、貴重な植生の保護の観点から国や県、地元自治体などが連携して、被害  
28 防止のための対策を進めています。
  - 29 ◆サル、カワウ、イノシシ及びクマ等の野生動物と人とのあつれきが増加しており、各  
30 種開発による生息環境の変化や、耕作放棄地の増加などが原因ではないかとも考えら

<sup>1</sup> 閉鎖性水域：外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などをいいます。閉鎖性水域では、流入してくる汚濁物質が外部に流出しにくいので、水質の汚濁が進みやすい性質があります。

<sup>2</sup> COD（化学的酸素要求量）：Chemical Oxygen Demandの略で、水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

<sup>3</sup> 里地里山：都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念です。

- 1 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
- 1 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 2 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 3 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 4 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 5 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 6 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 7 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 8 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 9 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 10 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 11 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 12 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 13 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 14 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 15 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 16 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 17 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 18 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 19 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 20 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 21 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 22 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 23 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 24 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 25 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 26 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 27 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 28 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 29 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 30 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 31 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 32 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33
  - 33 7 10 13 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33

- 1 2 3 4 5 6 7
- 1 2 3 4 5 6 7
  - 2 3 4 5 6 7
  - 3 4 5 6 7
  - 4 5 6 7
  - 5 6 7
  - 6 7
  - 7

## 4 安全で安心な環境の確保

### (1) 現 状

#### ① 大気・水質

- 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20
- 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20
  - 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20
  - 12 13 14 15 16 17 18 19 20
  - 13 14 15 16 17 18 19 20
  - 14 15 16 17 18 19 20
  - 15 16 17 18 19 20
  - 16 17 18 19 20
  - 17 18 19 20
  - 18 19 20
  - 19 20
  - 20

1 インタープリター：自然体験などの活動を通じて、植生や野生動物などの自然だけでなく、地域の文化や歴史なども含めて伝える活動を行う人をいいます。

2 二酸化硫黄：石炭や石油などの化石燃料に含まれる硫黄が燃焼したときに大気中に排出される気体で、硫酸酸化物(SOx)の一種です。呼吸器系統に悪影響を与えたり植物を枯らしたりします。また、酸性雨の原因物質の一つとされています。

3 二酸化窒素：化石燃料等の燃焼時に、空気や燃料中に含まれる窒素が酸素と化合してできる気体で、窒素酸化物(NOx)の一種です。呼吸器系統に悪影響を及ぼします。また、酸性雨の原因物質の一つとされています。

4 一酸化炭素：炭素または炭素化合物の不完全燃焼などにより発生します。一酸化炭素は血中のヘモグロビンと結合して血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させます。

5 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒径が10μm以下の粒子状物質をいいます。発生源としては、工場・事業場、自動車等の人間の社会経済活動によって排出されるほか、風による土壌粒子の舞い上がり等の自然由来によるものがあります。呼吸器に対して影響を与えます。

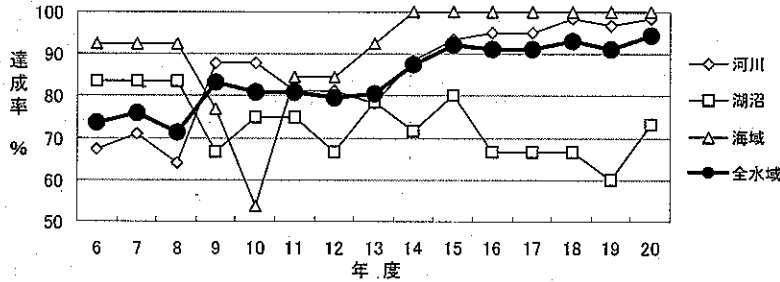
6 光化学オキシダント：工場や自動車等から排出された窒素酸化物、炭化水素等が太陽光線中の紫外線のもとで反応し、生成したオゾンを中心とする酸化性物質の総称です。光化学オキシダントは、人の粘膜を刺激し、目や喉、呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与えるため、その濃度が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき注意報が発令されます。

7 BOD(生物化学的酸素要求量)：Biochemical Oxygen Demandの略で、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

8 COD(化学的酸素要求量)：Chemical Oxygen Demandの略で、水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

- 1 ◆ 海域の水質のうち、CODは、全ての測定地点で環境基準を達成しており、良好な水  
2 環境を維持しています。

図-2 BOD又はCODの環境基準達成率の推移



(データ：「水質年報」(福島県生活環境部)より)

注 河川はBODの75%水質値で、湖沼と海域はCODの75%水質値でそれぞれ評価しています。(75%水質値とは、一時的な異常値による影響を取り除くため、値の小さい方から75%の位置にあるデータを使用する方法です。)

- ◆ 地下水水質調査により環境基準超過が判明した井戸の使用者に対する飲用指導、汚染範囲の確認調査及び汚染原因調査等を実施しています。

## ② 土壌

- ◆ 土壌環境基準に適合しない汚染が認められたところは土壌汚染対策法に基づき区域指定されているほか、事業者の自主調査等により汚染が判明した区域があり、浄化対策等が進められています。

## ③ 騒音・振動・悪臭

- ◆ 環境騒音については、平成20年度の一般地域における環境基準の達成率は、89.1%でした。
- ◆ 自動車騒音については、騒音規制法による要請限度を超えている区域が見られるとともに、新幹線鉄道については環境基準の達成率が依然として低い水準にあります。
- ◆ 悪臭については、製造業や畜産業などに起因する苦情が平成20年度において155件寄せられており、全公害苦情件数に占める割合は約25.3%で構成比第1位となっています。

## ④ オゾン層保護の推進

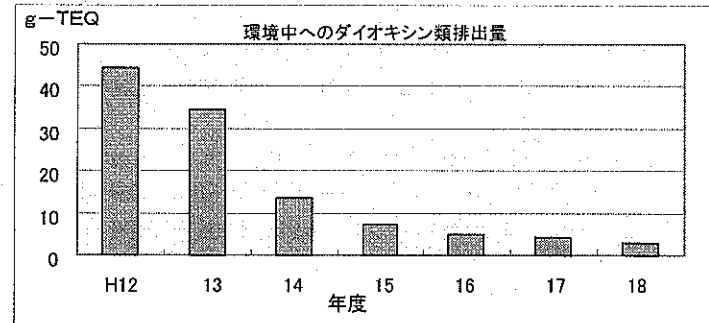
- ◆ フロン類の回収・破壊などの適正処理の実施により、地球温暖化防止やオゾン層<sup>1)</sup>保護に向けて取組みが進められてきています。

## ⑤ 酸性雨対策の推進

- ◆ 平成20年度の酸性雨モニタリング調査結果におけるpHの年間平均値は4.73～4.97の範囲であり、長期的には横ばい傾向を示しています。

## ⑥ 化学物質

- ◆ 環境中へのダイオキシン類排出量は年々減少傾向が見られ、平成20年度の環境モニタリング調査においては、大気・水質・地下水・土壌等のすべての調査地点で環境基準を達成しています。
- ◆ 県内の環境中へのダイオキシン類排出量は毎年減少しています。
- ◆ 平成17年度にダイオキシン類<sup>2)</sup>による土壌汚染が判明した地域については、平成19年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく対策地域に指定し、対策事業を実施しました。
- ◆ 平成20年度のダイオキシン類廃棄物最終処分場調査(放流水等調査)においては、全ての事業場において排出基準を下回っています。また、周縁地下水及び搬入廃棄物についても、それぞれ、環境基準及び処理基準を下回っていました。



(データ：「環境中へのダイオキシン類排出量の推計結果」(福島県生活環境部)より)

<sup>1)</sup> オゾン層：地上10～50キロメートルの成層圏に存在するオゾンの層で、宇宙から降り注ぐ紫外線などから、地球を守るバリアの役割を果たしています。

<sup>2)</sup> ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称です。ダイオキシン類は、燃焼や化学物質製造の過程などで非意図的に生成されて燃焼排出ガスや化学物質の不純物として環境中に排出され、人に対する発がん性や催奇形性が疑われています。

注 TEQとは、毒性当量という意味です。ダイオキシン類は種類によって毒性の強さが異なることから、最も毒性が強いとされているダイオキシンを1として他のダイオキシン類の毒性の強さの係数を定め、最も毒性の強いダイオキシンに換算した量を算出し評価します。

- ◆ 環境ホルモン<sup>\*1</sup>等の化学物質環境モニタリング調査（大気、水質、地下水等調査）の結果、検出値については概ね環境省が過去に調査した結果の範囲内でした。
- ◆ 「福島県化学物質適正管理指針<sup>\*2</sup>」に基づき、化学物質を取り扱う事業所に対して立入検査を実施し適正管理を指導しました。
- ◆ 化学物質に関する情報を共有し、相互の意思疎通を図るリスクコミュニケーションを推進するため、各種のセミナーや意見交換会を開催するなど、事業者に対して支援を行いました。

## ⑦ 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

- ◆ 原子力発電所周辺の環境放射能監視機能を充実強化するとともに、常時監視結果等をインターネット上で公開するなど、迅速な情報提供を行っています。また、原子力防災に対する知識の普及を図るとともに、国、関係機関と連携しながら防災訓練を実施しています。

## (2) 課 題

### ① 大気・水質

- ◆ 大気環境の状況効果を効果的かつ的確に把握するため平成20年1月に策定した「福島県大気常時監視測定局配置計画」に基づき、監視体制の整備を図る必要があります。
- ◆ また、光化学オキシダントによる汚染が広域化しており、光化学オキシダントの被害防止対策を一層推進する必要があります。
- ◆ 平成21年9月に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染の実態を把握するとともに、自動車排出ガス対策を進める必要があります。
- ◆ 有害大気汚染物質による大気汚染状況の把握や有害大気汚染物質に関する有害性情報の収集を推進する必要があります。
- ◆ アスベスト<sup>\*3</sup>による健康被害を防止するため、建築物等の解体作業に伴う飛散防止対

<sup>1</sup> 環境ホルモン：「外因性内分泌かく乱化学物質」が正式名称で、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を意味します。これまで環境庁（当時）が作成した「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」に基づき調査・研究等が進められてきましたが、これを見直し新たに「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について・EXFEND2005」が取りまとめられました。

<sup>2</sup> 福島県化学物質適正管理指針：人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがある化学物質について、工場及び事業場からの排出を抑制するため、その適正な管理について必要な事項を定めた指針です。（平成10年7月策定）

<sup>3</sup> アスベスト：天然に産する繊維状けい酸塩化物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安価であるため、様々な用途に広く使用されてきましたが、空中に飛散したアスベストを肺に吸入すると約20年から40年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫の病気を引き起こす確率が高いため、現在では、原則として製造等が禁止されています。

策や適正な廃棄物処理など事業者への指導を強化する必要があります。また、一般環境大気中のアスベスト濃度について把握していく必要があります。

- ◆ 公共用水域の水質汚濁の状況や利水の変化等を踏まえ、水質汚濁に係る水質環境基準の水域類型の見直しを行う必要があります。また、水生生物の保全を図る水域については、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定を行う必要があります。
- ◆ 環境に影響を及ぼす大気汚染事故や水質汚濁事故の発生件数が増加傾向にあるなど、安全で安心な生活環境の確保の観点から、工場、事業場の立入検査や事故防止対策の指導等を一層推進していく必要があります。
- ◆ 公共用水域の水質環境基準を達成するため、工場・事業場等の水質汚濁源に対する対策と併せて、生活排水による汚濁の低減対策をさらに推進する必要があります。
- ◆ 湖沼等の閉鎖性水域の水質改善を図っていく必要があります。
- ◆ 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水处理施設の整備については、各污水处理施設の特性を踏まえ、地域の実情に応じて適切に整備手法を選択する必要があります。
- ◆ 揮発性有機化合物<sup>\*1</sup>、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素<sup>\*2</sup>等が環境基準を超えるなどの地下水汚染がみられ、汚染の未然防止と浄化対策が必要となっています。
- ◆ 国に対して、効果的かつ経済的な鉱害防止の技術開発を促進し、抜本的な新技術手法の確立を求めていくことが重要となっています。

### ② 土壌

- ◆ 工場・事業場跡地等において、重金属や揮発性有機化合物などによる土壌汚染がみられ、その対策が必要となっています。
- ◆ また、平成21年4月に土壌汚染対策法が大幅に改正され、土壌汚染の状況把握のための制度の充実、規制対象区域の分類による講ずべき措置の明確化、汚染土壌の適正処理の確保のための各種規制の強化などが図られたことから、これに適切に対応する必要があります。

### ③ 騒音・振動・悪臭

- ◆ 交通網の整備により利便性が向上していますが、一方で、自動車騒音については「騒音規制法」による要請限度を超えている区域がみられるとともに、新幹線鉄道については環境基準の達成率は依然低い水準にあるなど、種々の騒音等に対する対策の推進

<sup>1</sup> 揮発性有機化合物：常温常圧で空気中に容易に揮発する物質の総称です。農薬や、主に電機・機械工場等で脱脂剤、洗浄剤などとして使用されていますが、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透した場合、土壌や地下水を汚染します。

<sup>2</sup> 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶け出し富栄養化の原因となります。亜硝酸態窒素は、血中でヘモグロビンと結合してメトヘモグロビンとなり、これによりメトヘモグロビン血症（酸欠状態）となります。また、硝酸性窒素は胃の中で発ガン性のN-ニトロソ化合物を生成します。

1 が必要となっています。また、製造業や畜産業に起因する悪臭対策が求められていま  
2 す。

#### 3 ④ オゾン層保護の推進

4 ◆ 地球温暖化防止及びオゾン層保護のため、フロン類の回収・破壊などの適正処理の徹  
5 底を図る必要があります。

#### 6 ⑤ 酸性雨対策の推進

7 ◆ 酸性雨<sup>※1</sup>については、今のところ植物等への影響は認められませんが、引き続きモニ  
8 タリング調査を継続していく必要があります。

#### 9 ⑥ 化学物質

10 ◆ 本県におけるダイオキシン類の排出状況は、国が策定した「我が国における事業活動  
11 に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」における目標を上回る  
12 ペースで削減されていますが、一部の地域でダイオキシン類による環境汚染が判明す  
13 るなど、適切な対応を必要とする事案が発生しているため、今後も引き続き発生源の  
14 立入検査や環境中のモニタリング調査を実施していく必要があります。

15 ◆ 化学物質による人の健康や生態系への影響が懸念されている中、化学物質の流出事故  
16 等の発生など化学物質に係る問題事案が統発しており、化学物質の実態把握、適正な  
17 管理についての指導及びリスクコミュニケーションの取組み等、環境への影響を未然  
18 に防止する対策を一層強化する必要があります。

#### 19 ⑦ 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

20 ◆ 原子力発電所については、法令に基づき国が安全規制を一元的に担っていますが、周  
21 辺地域住民の安全確保を最優先すべきという基本認識に基づき、今後とも環境放射能  
22 の常時監視測定や立入調査等の安全確保対策を講ずるとともに、国に対しても、さら  
23 なる安全確保対策の充実・強化に向けて県として積極的な提案を行っていく必要があ  
24 ります。

### 25 5 環境教育・学習の推進

#### 26 (1) 現 状

27 ◆ 体験型・実践型の環境教育・学習の推進により、環境保全意識の啓発や実践活動が推  
28 進されるとともに、地域における環境保全活動のリーダーが養成されています。

<sup>1</sup> 酸性雨：化石燃料などの燃焼で生じる硫酸酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられる pH の低い雨をいいます。

1 ◆ 水生生物を指標とした河川の水質調査を実施する「せせらぎスクール<sup>※1</sup>」の延べ参  
2 加者数が全国一となっており、環境保全に向けた意識の啓発が進んでいます。

#### 3 (2) 課 題

4 ◆ 学校教育の現場や自治体等が主催する講座等への参加を通じた環境学習のみならず、  
5 県民自らが自主的に学習する機会の増加を図れる多様な方法を用意する必要があります。  
6

7 ◆ 県民の環境問題に対する意識は全般的には向上してきたが、あらゆる年齢層の意識改  
8 革を図るため、県民に身近な環境問題を県民運動として展開するなど、効果的な啓発  
9 を行っていく必要がある。

10 ◆ 環境教育の取組みを効果的に実施するとともに、より広げていくためには、家庭、学  
11 校、地域、民間団体、事業者、行政などの各主体間の連携を強化する必要がある。

12 ◆ 本県の優れた自然環境や身近な自然を学習の場として活かすなど、自然体験や社会体  
13 験を重視した「体験型」の環境教育の一層の充実を図る必要がある。

14 ◆ 各主体の環境教育・学習活動を支援し、環境教育を担う人材、環境保全活動をリード  
15 する指導者等を育成する総合的な支援組織を整備する必要があります。

### 16 6 参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の 17 構築

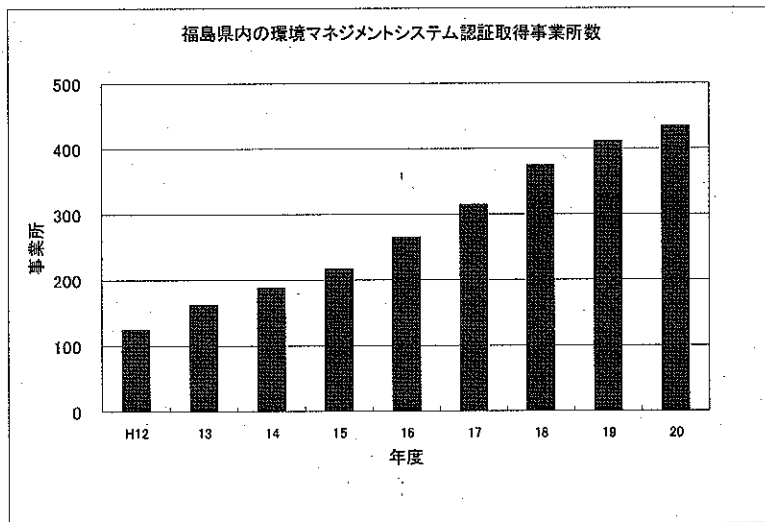
#### 18 (1) 現 状

19 ◆ 県民、NPO等民間団体、事業者、行政の各主体が協働しながら、自発的かつ連携し  
20 た環境保全活動が実践されてきています。

21 ◆ 各種団体やボランティアによる自主的な地域の環境美化活動が進められています。

22 ◆ 県内企業のISO14001やエコアクション21の環境マネジメントシステムの  
23 認証取得件数が増加するなど、企業における環境保全活動が進みつつあります。

<sup>1</sup> せせらぎスクール：県では、小・中・高等学校、各種団体等を対象に、水生生物による水質調査を行う団体を「せせらぎスクール」として広く募集し、調査に必要な教材を配布するなどの支援を行っています。



(データ: 「環境マネジメントシステム適合組織の都道府県別件数推移」(財)日本適合性認定協会)  
「エコアクション2.1認証・登録事業者リスト」(財)日本適合性認定協会)

## (2) 課題

- ◆今日の環境問題の多くが日常生活に起因しており、県民一人ひとりが自らの問題であると認識し、自発的に環境保全活動に取り組む必要があります。
- ◆環境と調和した産業活動へシフトしていくためには、環境に配慮した製品等が市場に受け入れられることが重要であることから、更に環境に配慮した商品などを優先して購入していく必要があります。
- ◆各種団体やボランティアなどによる環境美化活動が促進されていますが、依然、空き缶等が散乱している状況がみられることから、今後とも、環境保全活動を活発化していく必要があります。
- ◆環境問題への対応にあたっては、一過性でなく継続した取組みが重要です。
- ◆循環型社会形成に向けて、環境に配慮した消費行動を一層推進するため、適切な情報提供や知識の普及啓発が必要です。
- ◆事業者による環境保全の取組みを推進するため中小企業でも比較的取得しやすいエコアクション2.1などの取組みを積極的に普及啓発する必要があります。
- ◆県は新たな「ふくしまエコオフィス実践計画」(平成22年4月策定予定)により、一事業者、一消費者としての温室効果ガスの削減の取組みを更に推進する必要があります。

- ◆広域的な大気汚染、流域における水環境の保全、廃棄物の越境問題、地球温暖化問題など、県境を越えた環境問題に対して、国、地方公共団体及び関連団体などと協力・連携し、情報交換や共同調査、共同事業を行う必要があります。

## 7 基盤となる施策の推進

### (1) 現状

- ◆大規模な開発行為等について、「環境影響評価法」及び「福島県環境影響評価条例」の適切な運用等によって、環境への影響の未然防止対策を図っています。また、全国に先駆けた風力発電設置事業の条例対象事業への追加、評価書に対する知事意見発出規定の整備等、環境影響評価制度の充実を図っています。
- ◆尾瀬保護財団の運営による尾瀬地区の適正な保護など、他県との広域的な連携が進められているとともに、海外からの留学生の受け入れなど、国際的な貢献を果たしています。

### (2) 課題

- ◆大規模な開発計画の事業の位置・規模等の検討段階における環境影響評価手法である戦略的環境アセスメントについては、引き続き手法の調査・研究を進める必要があります。
- ◆環境への適切な取組みを進めるため、総合的な調査研究、情報収集・提供、環境教育・学習の拠点となる機能の充実を図る必要があります。
- ◆環境保全のための規制的手法や経済的手法をはじめ、各種の政策手法の総合的・効果的活用に関する調査研究を進めるとともに、企業等の環境保全活動を支援するための融資制度の充実について検討する必要があります。
- ◆公共工事において、野生動植物の生息・生育環境に配慮し、自然環境と調和した施設となるよう、配慮する必要があります。
- ◆エコイベント認定事業数は、ほぼ横ばいで推移しており、認定事業数の増加に向けて周知・広報を図る必要があります。
- ◆土地利用の現況の推移から、今後の土地利用上の課題、問題点を把握し、次期「福島県国土利用計画」へ活かしていく必要があるほか、適正な土地利用についても、継続して指導していくことが重要です。
- ◆商業まちづくりを推進するため、市町村の商業の振興と適正な土地利用に一体的に取り組むための方針である「商業まちづくり基本構想」の策定や、特定小売商業施設の地域の声を聴きながら自発的に行う「地域貢献活動」への取組みを促進する必要があります。
- ◆枯死のおそれや災害による被害を受けた緑の文化財に対し、樹勢回復のための手当や生育環境の整備等の保護・保全対策が引き続き必要です。



- 1 ◆ 河川管理の一環として不法投棄の防止に取り組むとともに、清掃活動を側面から支援  
2 する必要があります。
- 3 ◆ 親水性に配慮した河岸整備が進んだことで河川に接する機会が増加したため、河川利  
4 用者に対し急な増水等への危険性を周知する必要があります。
- 5 ◆ 地球環境問題、循環型社会構築などの課題の解決に向け、関係機関との調査研究、共  
6 同事業等における連携を強化する必要があります。
- 7 ◆ 農業生産の持続的な発展を図るため、温暖化対策や環境と共生した生産技術を今後も  
8 研究していく必要があります。
- 9 ◆ 各主体の環境保全の取組みを総合的に支援する仕組みとして、関係機関・団体による  
10 支援組織「ふくしま環境活動支援ネットワーク」を平成21年9月に設立しましたが、  
11 その機能を充実させていくことが環境保全活動の活性化のために重要です。

## 1 第4章 施策の体系と展開

### 2 第1節 施策体系

3 環境課題を解決し本計画に掲げる目標を達成するため、施策展開の基本方向を踏  
4 まえ、以下の施策体系により環境保全施策を展開します。

#### 5 1 低炭素社会への転換

個別の施策

- 6 (1) 温室効果ガス排出抑制の取組みの推進  
7 (2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用  
8 (3) 二酸化炭素吸収源としての森林整備の推進  
9 (4) 環境・エネルギー関連産業の活性化

#### 10 2 循環型社会の形成

- 11 (1) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進  
12 (2) 廃棄物の適正な処理の推進  
13 (3) 環境と調和した事業活動の展開  
14 (4) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進

#### 15 3 自然と共生する社会の形成

- 16 (1) 多様な自然環境の保全  
17 (2) 生物多様性の保全と持続可能な利用  
18 (3) 自然との豊かなふれあいの推進  
19 (4) 良好な景観の保全と創造  
20 (5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全  
21 (6) 猪苗代湖等の水環境の保全

#### 22 4 安全で安心な環境の確保

- 23 (1) 大気、水、土壌等の保全対策の推進  
24 (2) 化学物質対策の推進  
25 (3) 公害紛争等の対応  
26 (4) 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

#### 27 5 環境教育・学習の推進

共通の施策

- 28 (1) 多様な場における環境教育・学習の充実  
29 (2) 学校、地域等における指導者の育成  
30 (3) 環境教育・学習基盤の充実

#### 31 6 参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

- 32 (1) 各主体の自発的な活動の促進と連携  
33 (2) 県域を越えた取組みの推進

#### 34 7 基盤となる施策の推進

- 35 (1) 環境配慮の推進・普及  
36 (2) 環境と調和のとれた土地利用の推進  
37 (3) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成  
38 (4) 調査研究、監視体制の整備  
39 (5) 情報の収集と提供  
40  
41

## 第2節 施策の展開

### 1 低炭素社会への転換

温室効果ガス排出抑制の取組みを推進し、再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用、二酸化炭素吸収源としての森林整備の推進、環境と経済の好循環にむけた取組みにより、地球環境を保全できる社会へと転換します。

#### (1) 温室効果ガス排出抑制の取組みの推進

##### 施策の方向

◇あらゆる主体があらゆる局面において、温室効果ガスの発生を最小化する省資源・省エネルギー等の取組みを推進します。  
 ◇温室効果ガスの排出状況などの現状を把握し、情勢の変化に対応しながら効果的な取組みを推進します。  
 ◇本県の自然環境や社会資源を効果的に活用した温室効果ガス排出抑制等の取組みを推進します。

##### 環境指標

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 <sup>※1</sup> 区分
温室効果ガス排出量(H20年度=100とした指数)	123.5 (H18年度)	92 (H22年度)	↓
福島議定書への参加事業所数	学校 693 事業所 1,763	モニタリング指標 <sup>※2</sup>	—
うつくしま地球温暖化防止活動推進員の活動回数	668	850	↑
県有建築物の環境性能診断件数	46	136	↑
クリーンエネルギー自動車 <sup>※3</sup> の普及台数	9,247台	20,000台	↑
営業用貨物自動車輸送トン数比率 <sup>※4</sup>	58.3% (H19年度)	未定%	↑

##### 具体的施策

#### ① 地球温暖化防止に向けた県民運動の展開

◆新しい気候変動対策の枠組みを踏まえ、より実効ある対策を産学民官の連携のもと、横

<sup>1</sup> 目標値区分：計画策定時値（平成20年度値）を基準として目標年度である平成26年度における目標値がどのような趣旨で設定されているかを示しています。↑ 現況値を上げていく→現況値程度を維持していく↓ 現況値を下げていく↑ 現況の上昇傾向に歯止めをかける↑ 現況の下降傾向に歯止めをかける

<sup>2</sup> モニタリング指標：目標値の設定が困難または不適當であるが、毎年状況を把握し、公表することが望ましいもの。

<sup>3</sup> クリーンエネルギー自動車：天然ガス車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール車及び燃料電池車です。

<sup>4</sup> 営業用貨物自動車輸送トン数比率：年間の全貨物輸送量（営業用貨物自動車輸送トン数+自家用貨物自動車輸送トン数）のうち、営業用貨物自動車による輸送量の割合。

断的に取り組むための指針等を整備します。

- ◆ 県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識のもとに取り組む地球温暖化防止等の環境保全活動を県民運動として積極的に推進します。
- ◆ 県民一人ひとりが地球温暖化問題は自らの行動に起因して起こる問題であることを意識し、「自分ごと」として捉え、主体的に温室効果ガス削減に取り組めるよう、温暖化防止対策をわかりやすく紹介し、活動の推進を図ります。
- ◆ 「地球温暖化防止活動推進センター」や「地球温暖化防止活動推進員」との連携を図るとともに、温暖化対策の最新情報や具体的な取組手法等についての積極的な情報提供により、民間団体や市町村における温暖化防止活動の一層の推進を図ります。
- ◆ 温室効果ガス排出抑制等の環境保全活動を社会全体で支える仕組みを推進するとともに、環境負荷に配慮した社会活動に対する顕彰を行うなどにより、持続的な環境保全活動を支援します。
- ◆ 家庭における具体的で実効性の高い取組みを推進するため、省エネルギー型家電機器等の導入の促進や、取組みの成果が実感できるような仕組みの普及を図ります。
- ◆ 地球温暖化の影響が極めて高いフロン類<sup>※1</sup>の適正な処理を促進します。

#### ② 環境負荷の少ない事業活動の推進

- ◆ 温室効果ガス排出の伸びが特に大きい民生業務部門の温室効果ガス削減を推進するため、学校や事業所等での省資源、省エネルギー、などの実践活動の推進を図ります。
- ◆ 事業活動のあらゆる場面において、環境負荷の低減が図られるよう、最新情報の提供や、モデルとなる活動等の顕彰を行います。
- ◆ 製造、流通、販売などあらゆる事業活動における省資源・省エネルギーや資源・エネルギーの有効利用に関する普及啓発を進めるとともに、県自らも率先した取組みを推進します。
- ◆ 事業所における省エネ改修に対し、整備に必要な資金の融資や助成等の支援をすることで、民生業務部門等の温室効果ガスの削減の取組みを促進します。
- ◆ 事業所における省エネの取組みを推進するため、ESCO 事業などの取組手法の普及促進を図ります。
- ◆ 水田からのメタン排出状況を把握し、効果的な排出削減の取組みを推進します。
- ◆ 環境負荷の少ないワークスタイルの普及拡大を図ります。

<sup>1</sup> フロン類：正式名称をフルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）といい、CFC（クロロフルオロカーボン）HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）HFC（ハイドロフルオロカーボン）の3種類があります。CFC、HCFCはオゾン層破壊物質であるとともに、温暖化効果が二酸化炭素よりも大きく（90～8,100倍）、代替フロンであるHFCはオゾン層を破壊しないものの、二酸化炭素の140～11,700倍の温暖化効果があります。

1 ③ カーボンオフセット<sup>\*1</sup>の取組みの推進

- 2 ◆ 温室効果ガスは、社会的なコストであるとの認識のもと、温室効果ガスの排出を可能  
3 な限りゼロにするカーボンオフセットの考え方について、普及啓発を図ります。  
4 ◆ カーボンオフセットの手法について情報支援を行い、排出削減・吸収を実現するプロ  
5 ジェクト、活動等の促進を図ります。

6 ④ 環境負荷の少ないまちづくりの推進

- 7 ◆ 「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」「歩いて暮らせるコンパクトなまち  
8 づくり」の考え方に基づき、中心市街地の活性化に向けた街なか機能の充実や賑わい  
9 創出、公共交通の利用促進等により、環境負荷の少ないまちづくりを推進します。  
10 ◆ 民生家庭部門における温室効果ガス排出抑制を進めるため、省エネルギー型の住まい  
11 づくりの取組みを促進します。  
12 ◆ 運輸部門の温室効果ガスの削減を図るため、エコドライブの取組みを推進します。  
13 ◆ 低公害車<sup>\*2</sup>等の環境負荷の少ない自動車の普及促進を図るとともに、県においても率  
14 先して低公害車を導入します。  
15 ◆ 県民の生活の足である公共交通機関の維持・確保や自動車排出ガスなどによる環境負  
16 荷を低減するため、公共交通機関の利用、パーク・アンド・ライド<sup>\*3</sup>、職場交通マネ  
17 ジメント<sup>\*4</sup>、ノー・マイカー・デー、時差通勤、更には自転車・徒歩への転換を図る  
18 など、環境に優しいビジネス、ライフスタイルの実践を促進します。  
19 ◆ 交通の流れを効率的に管理する新交通管理システム（UTMS）<sup>\*5</sup>の整備を推進しま  
20 す。  
21 ◆ 共同配送や、トラック輸送から鉄道や内航海運輸へシフトするモーダルシフト<sup>\*6</sup>な  
22 ど企業における環境にやさしい物流システムの構築を促進し、環境への負荷の低減を  
23 図ります。

<sup>1</sup> カーボン・オフセット：日常生活や経済活動において避けることができない CO2 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

<sup>2</sup> 低公害車：

<sup>3</sup> パーク・アンド・ライド：周辺部に整備した駐車場に自動車をとめて、そこから公共交通機関を利用することにより、市街地中心部等における自動車交通量の削減を図るシステムです。

<sup>4</sup> 職場交通マネジメント：事業所が主体となって従業員の通勤手段を公共交通や徒歩・自転車等環境に優しい交通手段への転換を促す取組みです。

<sup>5</sup> 新交通管理システム（UTMS）：Universal Traffic Management Systems の略で、光センサーを利用してドライバーに対してリアルタイムな交通情報を提供するとともに、旅客・物流の効率化を含めた交通の流れを積極的に管理することによって、「安全・快適にして環境に優しい車社会」の実現を目指すものです。

<sup>6</sup> モーダルシフト：トラックから鉄道や内航海運へ貨物輸送を転換し、物流部門の二酸化炭素排出量を削減しようという施策です。

1 (2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用

2 施策の方向

- ◇環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を促進します。  
◇生産したエネルギーが効率的に活用される仕組みづくりを促進します。  
◇山林資源を再生可能エネルギーとして有効活用する仕組みを推進します。

環境指標

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分
県有施設への新エネルギー 一率先導入数(累計)	20か所	未定	↑
新エネルギー導入量 (原油換算)	190,343k l	未定	↑

3 具体的施策

4 ① 再生可能エネルギーの普及拡大の加速化

- 5 ◆ 「地球と握手！うつくしま新エネビジョン<sup>\*1</sup>」（平成22年3月）や「うつくしまバ  
6 イオマス21<sup>\*2</sup>」（平成16年3月）で示した方針に基づき、太陽光・熱、バイオマ  
7 ス、雪氷冷熱など新エネルギーの県有施設への率先導入や、一般家庭、事業所、市町  
8 村への普及促進を図ります。

9 ② 資源・エネルギーの再利用等の推進

- 10 ◆ ごみ焼却場や工場・事業場等の温排水の廃熱の有効利用を促進します。  
11 ◆ 未利用の山林資源を再生可能エネルギーとして有効活用する仕組みを推進します。

12 (3) 二酸化炭素吸収源としての森林整備の推進

13 施策の方向

- ◇二酸化炭素吸収源としての働きを十分に発揮させるため、植林や間伐の実施など森林の健全な整備を推進します。  
◇森林資源が健全に保たれるよう、多様な主体が森林と関わりを持てる仕組みを推進します。

環境指標

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	達成 状況	目標 区分
森林整備面積	11,641ha	12,200ha		↑
森林づくり意識醸成活動 の参加者数	146,000人	155,000人		↑

<sup>1</sup> 地球と握手！うつくしま新エネビジョン：最近の著しい技術革新や県民の取組意識の高まりを踏まえ、新エネルギーの一層の導入促進を図っていくため、基本的な方向性や詳細な目標を定めたビジョンです。

<sup>2</sup> うつくしまバイオマス21：本県の多様なバイオマスを総合的に利活用する基本的な考え方や方向性等を提示する計画です。

林業新規就業者数	155人	250人		↑
----------	------	------	--	---

15 1 具体的施策

16 ① 間伐等の実施による森林保全の推進

- ◆ 森林の機能区分に応じた施行の実施等、多様な森林整備を進めるとともに、森林の適正な管理に努めます。
- ◆ 森林整備等によって発生した未利用材や山林資源の有効活用を図るため、資源の加工体制や輸送体制、活用ニーズとのマッチングなどの支援体制を整備します。

17 ② 県民参加の森林づくり

- ◆ 県内各地域において森林整備活動を行う森林ボランティア団体等の支援を行います。
- ◆ 森林づくり活動を行う企業等を支援します。
- ◆ 企業の森づくり活動など森林環境の保全に貢献する活動の効果の「見える化」を図り、取組みの一層の推進を図ります。

18 (4) 環境・エネルギー関連産業の活性化

19 施策の方向

- ◇環境・エネルギー関連産業のネットワークづくりを推進します。
- ◇環境保全と環境活動が良好に循環する社会システムを推進します。
- ◇環境関連企業の創出・育成を図ります。

20 環境指標

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	達成 状況	目標 区分
	検討中			

21 15 具体的施策

22 ① 環境関連産業のネットワーク化

- ◆ 本県の特性を生かした環境・エネルギー産業の振興の在り方について、関係機関との連携のもと調査研究を進めます。

23 ② 環境関連企業のビジネス機会の創出

- ◆ 新エネルギー、省エネルギー、廃棄物の減量化、リサイクルなどの環境・エネルギー関連産業の最新技術を広く紹介し、環境・エネルギーに関連する事業者間のマッチングや新規販路開拓などを支援するほか、環境負荷の低減につながる技術の普及促進を図ります。
- ◆ 環境負荷の低減につながる製品やサービスを提供する事業者の活動を支援し、環境開

1 連産業の育成を図ります。新規販路開拓などを支援します。

2 ③ 環境関連企業の産業振興

- ◆ 環境への負荷の低減に資する製品やサービス等の開発・提供等を行う環境関連産業の育成や創出を図ります。
- ◆ 県の試験研究機関等において廃棄物や未利用資源の再資源化などに向けた研究開発を推進するとともに、環境負荷の低減に資する新技術の普及に努めます。

3 2 循環型社会の形成

4 事業活動や日常生活における廃棄物の発生抑制・リサイクルなどによりごみゼロ社会の形成を推進するとともに、環境と調和した事業活動の展開、環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換を促進します。

5 (1) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進

6 施策の方向

- ◇あらゆる分野でごみ減量化を推進し、“ごみゼロ社会”を目指します。
- ◇一人ひとりが省資源、廃棄物の減量化、リサイクルに取り組み、環境にやさしいライフスタイル、ビジネススタイルの実現を目指します。
- ◇一般廃棄物の効率的処理のために、ごみ処理の広域化を促進します。

7 環境指標

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分
ごみ排出量(1人1日 当たり)(注1)※1	1,095g (H18年度)	930g (H22年度)	↓
産業廃棄物排出量	8,469千トン (H19年度)	8,514千トン (H22年度)	↓
リサイクル率※2	15.5% (H18年度)	26%	↑
産業廃棄物減量化・再生利用率※3	92% (H19年度)	93%	→
建設副産物リサイクル率(アスファルト塊・コンクリート塊)※4	100%	100%	→
下水污泥有効利用率	利用74.6% (H19年度)	85%	↑

1 家庭等から排出されるごみ(一般廃棄物)の排出量を1人1日当たりに換算した数値。  
2 一般廃棄物に関するリサイクル率。  
3 産業廃棄物排出量のうち(減量化量+再生利用量)の割合。  
4 国、県、市町村の公共事業におけるアスファルト塊、コンクリート塊のリサイクル率。

1 具体的施策

2 ① 一人ひとりのごみゼロ社会形成のための実践活動の促進

3 ◆ 「福島県循環型社会形成推進計画<sup>※1</sup>」（平成18年3月）に基づき、循環型社会の形  
4 成に向けた取組みを、県民、事業者、行政等の各主体の役割分担と連携により県民総  
5 参加で推進するとともに、「もったいない50の実践<sup>※2</sup>」などにより、一人ひとりの  
6 活動を促進するための意識醸成を図ります。

7 ② 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進

8 ◆ 「福島県廃棄物処理計画<sup>※3</sup>」（平成18年3月）、及び「福島県分別収集促進計画(第  
9 5期)<sup>※4</sup>」（平成19年8月）に基づいて、廃棄物の発生抑制、分別収集及びリサイ  
10 クルの一層の推進を図ります。

11 ◆ 化石燃料やレアメタルを含む鉱物資源などの天然資源投入量を極力減少できるよう  
12 発生抑制（リデュース）>再使用（リユース）>再生利用（リサイクル）>熱回収>  
13 適正処理という優先順位を原則として、循環型社会の形成に向けた普及啓発を推進し  
14 ます。

15 ◆ ごみ減量化についての県民及び事業者に対する普及啓発や、環境関連産業の振興及び  
16 リサイクル技術の開発を推進するとともに、地域におけるゼロ・エミッション<sup>※</sup>の取  
17 組みを促進します。

18 ◆ 使い捨て製品の製造販売自粛や簡易包装の導入などについて、事業者の自主的取組み  
19 を促進します。

20 ◆ 再生利用に関する情報の整備、再生事業者の育成などを図り、再生利用を促進する環  
21 境を整備します。

22 ◆ バイオマス系循環資源について、関係機関と連携を図りながら、有効利用を促進しま  
23 す。

24 ◆ 「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、廃棄  
25 物等の発生抑制に配慮した製品の設計、製造及び使用後の適正なリサイクルや処分が  
26 行われるよう、事業者の取組みを促進するとともに、副産物の再生資源としての利用  
27 を促進します。

1 ◆ 各種リサイクル法<sup>※1</sup>に基づき、容器包装、家庭用機器、建設資材、食品、使用済自動  
2 車などに係る廃棄物の発生抑制を図るとともに、循環資源としての再使用・再生利用  
3 の促進を図ります。

4 ◆ 資源として再生可能なごみの分別収集や焼却施設における発電設備の導入などにより、  
5 マテリアル・サーマルリサイクル<sup>※2</sup>を促進します。

6 ◆ 「産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業」などにより、産業廃棄物の排出抑制、  
7 減量化、リサイクルの推進を目的とした施設整備に対して支援します。

8 ◆ 地域の特性に応じた整備手法を選定しながら、下水汚泥処理施設等の計画的な整備を  
9 進めます。

10 ◆ 農業用使用済プラスチック類の適正処理やリサイクルを促進するため、地域での回収  
11 システムの構築や分別収集を支援するとともに、漁業系廃棄物については関係団体等  
12 による適正処理を促進します。

13 ◆ 畜産業から発生する家畜排せつ物については、「福島県における家畜排せつ物の利用  
14 の促進を図るための計画<sup>※3</sup>」に基づき、関係機関と連携を図りながら、たい肥化とそ  
15 の利用を促進します。

16 ◆ 「産業廃棄物税<sup>※4</sup>」（平成18年4月導入）を活用し、産業廃棄物の排出抑制、再生  
17 利用及び適正処理のための事業を推進します。

18 (2) 廃棄物の適正な処理の推進

19 施策の方向

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分
一般廃棄物最終処分場 埋立量	119千トン (H18年度)	検討中	
産業廃棄物最終処分 量	696千トン (H19年度)	596千トン	↓
農業用使用済プラス チック適正処理率	73.1%	100%	↑
産業廃棄物の不法投棄 発見件数及び投棄量	3件 123トン (H19年度)	モニタリング指標	—

<sup>1</sup> 福島県循環型社会形成推進計画：「福島県循環型社会形成に関する条例」に基づき、本県の特性を生かした循環型社会の形成に向けた施策を総合かつ計画的に推進していくための計画です。（平成22年度改訂予定）

<sup>2</sup> もったいない50の実践：ノーベル平和賞を受賞した、ケニア共和国副環境相のワンガリ・マータイさんが提唱する「もったいない運動」が、本県においても広がりをみせていることから、「福島県循環型社会形成推進計画」において、「もったいない」をキーワードの一つとし、誰もが身近にできる取組みとして県民から募集した「もったいない50の実践」を例示し、啓発を行っています。

<sup>3</sup> 福島県廃棄物処理計画：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化や適正処理等に関する施策を推進していくための計画です。（平成22年度改訂予定）

<sup>4</sup> 福島県分別収集促進計画(第5期)：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、各市町村の分別収集を促進するための計画です。

<sup>1</sup> 各種リサイクル法：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」等です。

<sup>2</sup> マテリアル・サーマルリサイクル：リサイクルは大きく素材としての再利用（マテリアルリサイクル）と熱としての再利用（サーマルリサイクル）に区分される。

<sup>3</sup> 福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画：「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、国が定める「基本方針」に即して、地域の実情に応じた施設整備の目標、利用促進の方策等を定める計画です。

<sup>4</sup> 産業廃棄物税：産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を図るための施策の実施に関する財源（県税）として創設されました。

1 1 具体的施策

2 ① 廃棄物の適正な処理の推進

- 3 ◆ 廃棄物の減量化と適正処理を総合的かつ計画的に推進するために、「福島県廃棄物処  
4 理計画」（平成18年3月）に基づいた積極的な取組みを推進します。
- 5 ◆ 県民に対して、排出者責任や廃棄物処理についての理解を深めるため、正しい知識の  
6 普及啓発に努めます。
- 7 ◆ 排出事業者に対して、排出者責任について周知徹底するとともに、適正な処理が実施  
8 されるよう監視・指導の強化を図ります。
- 9 ◆ 処理業者に対して、適正処理意識の徹底や資質の向上を図るための啓発等に努めると  
10 ともに、適正な委託処理と施設の維持管理が行われるよう監視・指導の強化を図りま  
11 す。
- 12 ◆ 周辺の自然環境や生活環境など地域との共生に配慮した産業廃棄物の中間処理施設  
13 及び最終処分場の確保・整備を図るため、事業者や処理業者に対して適切な指導・助  
14 言に努めます。
- 15 ◆ 民間処理の補完として必要な処理能力を確保するため、地域の実情に応じ公共関与に  
16 による産業廃棄物処理施設の整備について検討します。
- 17 ◆ 県外から県内の産業廃棄物処理施設に搬入・処理される産業廃棄物についても「福島  
18 県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」等に基づき、適切な処理を指導します。
- 19 ◆ 「ポリ塩化ビフェニル（PCB）<sup>\*1</sup>廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」  
20 に基づき策定した「福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画<sup>\*2</sup>」（平成18年3月）  
21 により、PCBの適正処理を推進します。
- 22 ◆ 微量のPCBで汚染された廃電気機器等について、その所在の把握に努めるととも  
23 に、適正処理を推進します。
- 24 ◆ ごみの分別収集を徹底するとともに、中間処理後に資源となるごみを極力回収できる  
25 よう市町村における取組みを促進します。
- 26 ◆ 農業用使用済プラスチック類の適正処理やリサイクルを促進するため、地域での回収  
27 システムの構築や分別収集を支援するとともに、漁業系廃棄物については関係団体等  
28 による適正処理を促進します。

<sup>1</sup> ポリ塩化ビフェニル（PCB）：不燃性で電気絶縁性にすぐれ、化学的に安定であるなどの特性を持つことから、熱媒体やトランス及びコンデンサの絶縁油など幅広い用途に使用されてきましたが、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていません。

<sup>2</sup> 福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正な処理の推進を図るための計画です。

1 ② ごみ処理広域化の推進

- 2 ◆ スケールメリットを活かしたごみ処理コストの縮減と循環型社会の形成に向けたり  
3 サイクルを推進するため、市町村等における一般廃棄物処理事業の広域化を促進しま  
4 す。

5 ③ 不法投棄等の不適正処理防止対策の推進

- 6 ◆ 不法投棄など、不適正な処理の防止のための普及啓発を行います。
- 7 ◆ 不法投棄を未然に防止するため、事業者や処理業者に対する監視・指導や不法投棄パ  
8 トロール等の強化を図るとともに、不法投棄等の環境犯罪の取締りを強化します。
- 9 ◆ 不法投棄等の不適正処理事案については、関係機関相互の連携を強化して被害実態の  
10 把握とその拡大防止に努めるとともに、原因者責任に基づく早期の原状回復を図りま  
11 す。

12 (3) 環境と調和した事業活動の展開

13 施策の方向

- ◆あらゆる産業において環境と調和した事業活動を促進します。  
◆環境関連産業の創出・育成を図ります。  
◆環境と共生する持続性の高い農林水産業を振興します。

環境指標

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分
化学肥料使用量	72.2kg/ha	72.2kg/ha	→
化学農薬使用量	8.5kg/ha (H19年度)	8.5kg/ha	→
エコファーマー <sup>*1</sup> 認 定者数	16,881人	20,000人	↑
県機関におけるグリ ーン購入割合	95.6%	100%	↑

14 具体的施策

15 ① 環境にやさしい事業活動の促進

- 16 ◆ 事業者が製品のライフサイクル（原材料の調達、製造、流通、販売等）の各段階にお  
17 いて行う廃棄物の減量化や再資源化などの環境にやさしい事業活動を促進します。
- 18 ◆ 事業者におけるISO14001やエコアクション21の認証取得を促進するとと  
19 もに、再生資源の原材料としての利用や製品の長寿命化など、環境に配慮した製品の

<sup>1</sup> エコファーマー：「福島県持続性の高い生産方式の導入に関する指針」に基づき県の認定を受け、たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学農薬の低減（通常の栽培方法による使用量から2割以上削減）を一体的に行う農業生産方式を導入している農業者の方々です。

1 開発、環境保全設備の導入等を支援します。  
 2 ◆ レジ袋の無料配布中止や環境保全活動等に取り組む店舗を「ストップ・ザ・レジ袋」  
 3 実施店として登録するなど、廃棄物削減などに関する事業者や消費者の理解を進め、  
 4 環境と調和した事業活動を推進します。

5 ◆ 県自らも、一事業者、一消費者として、率先的に環境にやさしい買い物の推進を図り  
 6 ます。

7 **② 環境関連産業の振興**

8 ◆ 環境への負荷の低減に資する製品やサービス等の開発・提供等を行う環境関連産業の  
 9 育成や創出を図ります。

10 ◆ 廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図るため、「うつくしま、エコ・リサ  
 11 イクル製品認定制度」の普及啓発に努めます。

12 ◆ 「産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業<sup>※1</sup>」などにより、環境関連産業の振興  
 13 を支援します。

14 ◆ 県の試験研究機関等において廃棄物や未利用資源の再資源化などに向けた研究開発  
 15 を推進するとともに、環境負荷の低減に資する新技術の普及に努めます。

16 **③ 環境と共生する持続性の高い農林水産業の振興**

17 ◆ 本県農業の持続的発展及び循環型社会の形成を推進するため、地域における有機性資  
 18 源の循環利用と、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用削減を図るエコファーマーに  
 19 による栽培や、より環境負荷の少ない有機栽培<sup>※2</sup>及び特別栽培<sup>※3</sup>に一体的に取り組む農  
 20 業を「環境と共生する農業」として位置付け、その全体的な拡大を図ります。

21 ◆ 「農林水産業振興計画」（平成22年3月）に基づき、自然環境・景観に配慮した農  
 22 業農村整備事業を積極的に進めます。

23 ◆ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」等  
 24 に基づく、家畜排せつ物処理施設の整備を支援するとともに、家畜排せつ物等のバイ  
 25 オマス<sup>※4</sup>がたい肥として有効利用されるよう畜産農家と耕種農家の連携強化を促進  
 26 します。

27 ◆ 「農林水産業振興計画」（平成22年3月）に基づき、水源かん養、県土や自然環境  
 28 の保全、地球温暖化防止などの森林の多面的機能を発揮できるよう、持続可能な森林  
 29 経営を推進するとともに、木質バイオマスなどの森林資源の活用を促進します。

<sup>1</sup> 産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業：環境に配慮した産業活動を推進し、産業廃棄物の抑制及び再利用技術に関する研究開発を促進することを目的として、県内の事業者等に対して開発経費の補助を行う制度です。

<sup>2</sup> 有機栽培：化学肥料及び化学農薬を使用しない栽培方法のことです。

<sup>3</sup> 特別栽培：化学肥料及び化学農薬の使用量を通常の栽培方法による使用量から5割以上を削減した栽培方法のことです。

<sup>4</sup> バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたもの（例：木材やわら・もみから、家畜排せつ物や生ごみなど）です。

1 ◆ 「農林水産業振興計画」（平成22年3月）に基づき、水産資源の持続的利用が図ら  
 2 れるよう、漁業者が自主的に取り組む資源管理型漁業を促進するとともに、種苗放流  
 3 を進めるなどして、つくり育てる漁業を推進します。

4 **④ 環境負荷の低減のための融資制度**

5 ◆ 中小企業者に対し、公害防止のみならずリサイクルや省エネルギーなどの自主的な環  
 6 境保全活動を促進するための資金を融資するとともに、同融資制度の充実について検  
 7 討を行います。

8 **⑤ 環境保全のための施設等の整備のための助成**

9 ◆ 合併処理浄化槽設置者（新設を除く）やその設置に伴う単独処理浄化槽等撤去に対す  
 10 る助成、畜産農家の環境保全を目的とした設備投資に対する利子補給など、環境保全  
 11 のための施設などの整備について助成を行います。

12 ◆ 産業廃棄物処理施設や工場等の処理施設等周辺の環境整備を支援し、景観の保全と当  
 13 該施設に対する地域理解の促進を図ります。

14 **⑥ 各種手法の活用**

15 ◆ 環境保全施策の推進にあたっては、従来の規制的手法及び「産業廃棄物税」などの経  
 16 済的手法に加え、各種の政策手法の総合的・効果的活用についての研究を進めます。

17 **（４）環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進**

18 **施策の方向**

◇あらゆる主体があらゆる局面において、温室効果ガスの発生を最小化する省資源・省エネルギー等の取組みを推進します。  
 ◇「もったいない」の心が生かされ、心の豊かなさや生活の質を重視した賢いライフスタイルへの転換を推進します。

**環境指標**

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分
「ストップ・ザ・レジ袋」実施店	—	3,000店	↑

19 **具体的施策**

20 **① 地球温暖化防止に向けた県民運動の展開**

21 ◆ 県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識のもとに取り組む地球温  
 22 暖化防止等の環境保全活動を県民運動として積極的に推進します。

23 ◆ 「地球温暖化防止活動推進センター」や「地球温暖化防止活動推進員」との連携により、  
 24 民間団体や市町村における温暖化防止活動の一層の推進を図ります。

25 ◆ 県民が自主的に行う温室効果ガス排出抑制等の環境保全活動を社会全体で支える仕組み  
 26 の推進や、環境負荷に配慮して実施する社会活動について顕彰するなど、持続的な環境

保全活動を支援します。

- ◆環境保全活動が持続的な取組みとなるよう、効果や必要性が実感できる仕組みの普及促進を図ります。
- ◆県民一人一人が地球温暖化問題は自らの行動に起因して起こる問題であることを意識し、「自分ごと」として捉え、主体的に温室効果ガス削減に取り組めるよう、温暖化防止対策をわかりやすく紹介し、活動の推進を図ります。
- ◆家庭における温室効果ガス排出抑制に向けた取組を進めるため、家庭における温室効果ガス排出が把握できる仕組みの普及を図ります。

### ② 「もったいない運動」の推進

- ◆「福島県循環型社会形成推進計画<sup>\*1</sup>」（平成18年3月）に基づき、循環型社会の形成に向けた取組みを、県民、事業者、行政等の各主体の役割分担と連携により県民総参加で推進するとともに、「もったいない50の実践<sup>\*2</sup>」などにより、一人ひとりの活動を促進するための意識醸成を図ります。
- ◆「もったいない50の実践」などにより、環境に負荷をかけないライフスタイルの普及活動を進めるとともに、緑のカーテンなど昔ながらの知恵を活かした省エネルギーや、生ごみの堆肥化などによるリサイクルの取組みを更に促進します。

### ③ 「ストップ・ザ・レジ袋」運動の推進

- ◆レジ袋の無料配布中止や環境保全活動等に取り組む店舗を「ストップ・ザ・レジ袋」実施店として広く周知を行い、消費者の理解を進めるとともに、日常生活の中で身近に誰でも取り組むことができるものから、環境に負担をかけないライフスタイルへの転換の契機とします。

## 3 自然と共生する社会の形成

自然公園などの豊かで多様な自然環境、里地里山や水辺地などの身近な自然環境、及びそこに生息・生育する生物の多様性を保全します。また、自然との豊かなふれあいを推進し、自然に対する感性や環境を大切に思う心を育むとともに、人々に心の安らぎを与える良好な景観の保全と創造に努め、自然と人の共生を図ります。

<sup>1</sup> 福島県循環型社会形成推進計画：「福島県循環型社会形成に関する条例」に基づき、本県の特性を生かした循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。  
<sup>2</sup> もったいない50の実践：ノーベル平和賞を受賞した、ケニア共和国副環境相のワンガリ・マータイさんが提唱する「もったいない運動」が、本県においても広がりをみせていることから、「福島県循環型社会形成推進計画」において、「もったいない」をキーワードの一つとし、誰もが身近にできる取組みとして県民から募集した「もったいない50の実践」を例示し、啓発を行っています。

## (1) 多様な自然環境の保全

### 施策の方向

- ◇豊かな森や清らかな川などの本県の優れた自然環境を保全します。
- ◇里地里山や水辺地などの身近な自然環境を保全します。
- ◇森林や農地の持つ多面的な機能の確保を図ります。

### 環境指標

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分
自然公園 <sup>*1</sup> 面積	179,123.8ha	179,123.8ha	→
自然環境保全地域 <sup>*2</sup> 面積	4,867.4ha	4,867.4ha 以上	→
水と親しめるふくしまの川づくり箇所数(累計)	67か所	73か所	↑
中山間地域等における地域維持活動を行う面積	16,321ha	(検討中)	
上下流連携による源流域保全活動事例数	60件	60件	→

### 具体的施策

#### ① 自然保護の普及啓発

- ◆自然環境の保全と適正な利用を推進するため、自然保護という考え方の普及啓発を進めるとともに、自然環境に関する情報の収集・提供に努めます。
- ◆里地里山や水辺地などの身近な自然環境を保全することの重要性や、農地や森林が持つさまざまな公益的機能について、県民一人ひとりが理解し、環境保全活動への積極的な参加を促進するための普及啓発を進めます。

#### ② すぐれた自然環境の保全

- ◆国立、国定、県立の各自然公園の適正な利用とその優れた自然景観を育む自然環境の保全<sup>3</sup>を図るため、自然公園内における各種行為に対する規制や指導を行います。

<sup>1</sup> 自然公園：「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地を保護し、利用することを目的に区域を画して設けられる公園をいいます。自然公園には、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の三種があります。  
<sup>2</sup> 自然環境保全地域：「福島県自然環境保全条例」に基づき、特異な地形・地質を有する地域や、高山植生、湿原の植物群落など自然性が高く、希少性、原産性の観点からも価値の高い優れた自然の保全を図るために指定しています。自然環境保全地域においては、工作物の新・改・増築や木竹の伐採、鉱物や土石の採取などについて規制が行われています。「自然環境保全法」に基づき国が指定するものもありますが、現在県内では、国が指定したものはありません。  
<sup>3</sup> 自然景観の保全：自然公園法の目的の1つに「優れた自然の風景地の保護」がありますが、「自然の風景地の保護」すなわち「自然景観の保全」には、視覚によって認識される範囲を超えた自然景観を構成する要素（自然植生及び野生動物及び自然地形等）まで保全するものと解されています。



- ◆ 自然環境保全地域の希少で優れた自然環境や緑地環境保全地域<sup>※1</sup>の身近で良好な自然環境を保全するため、各種行為の規制指導や保全修復事業等を推進します。
- ◆ 自然環境を保全するため、自然環境の状況調査の実施や、特に重要な植生の保護復元を図るとともに、保護施設の整備に努めます。
- ◆ 県立自然公園の保護・管理のあり方について見直しを行うとともに、自然環境保全地域の指定拡大について検討します。
- ◆ 自然環境の保全とともに自然と豊かにふれあう活動を促進するため、自然に親しみ大切に活動を行うボランティア団体のネットワーク化を図り、これらの団体の自主的な活動の一層の促進を図ります。

**③ 里地里山など身近な自然環境の保全**

- ◆ 身近な自然である里地里山や水辺地などの良好な自然環境の保全に努めるとともに、必要に応じて自然植生や野生動物の生育・生息環境の保全・復元などを促進します。
- ◆ 河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境に配慮し、石や木などの天然素材の特色を生かした河川整備を推進するなど、水辺の多様な生物の生息・生育環境の創造に努めます。
- ◆ 都市の緑化を推進するため、緑の核となる都市公園の整備を促進するとともに、地域住民の協力の下、風致地区<sup>※2</sup>等の優良な緑地や樹林の適切な保全を図ります。

**④ 水と緑の保全と創造**

- ◆ 農地は、農業生産活動を通じて水や土地が適切に管理されることによって初めて、土壌浸食や土砂崩壊の防止、水源かん養機能の維持といった多面的機能が確保されることから、「農林水産業振興計画<sup>※3</sup>」（平成22年3月）に基づき、農山村における生産・生活基盤整備等を総合的に進めます。
- ◆ 中山間地域等の農業生産活動の維持を通じた多面的機能増進のための取組みを推進するとともに、小規模・高齢化集落については、集落間の連携による農用地の保全活動を進めます。
- ◆ 森林のもつ水源かん養、県土や自然環境の保全、地球温暖化防止などの多面的機能が発揮されるよう、「農林水産業振興計画」（平成22年3月）に基づき、森林の計画的

<sup>1</sup> 緑地環境保全地域：良好な生活環境を保全するために、「福島県自然環境保全条例」に基づき、市街地又は集落地周辺等の樹林地・池沼等や歴史的・文化的に価値のある社寺・古墳等で良好な自然環境を形成している地域を指定しています。緑地環境保全地域においては、工作物の新・改・増築や木竹の伐採、鉱物や土石の採取などについて規制が行われています。

<sup>2</sup> 風致地区：都市における風致の維持を目的として、「都市計画法」により定められるもので、各種の風景地、公園、寺社、水辺、歴史的意義のある土地、樹林地等が指定されています。

<sup>3</sup> 農林水産業振興計画：「農業・農村」「森林・林業・木材産業」「水産業」に分かれていた振興計画を一体化し新たに策定した計画です。

- な除間伐、保安林<sup>※1</sup>の指定、森林病虫害対策や林野火災の防止対策など森林の適正管理を推進するとともに、担い手の育成や県民参加の森林づくりを総合的に進めます。
- ◆ 県民参加による森林づくり運動を推進するため、森林ボランティアに関する情報提供や相談業務等を行う「森林ボランティアサポートセンター<sup>※2</sup>」を設置するとともに、「うつくしま21森林づくりネットワーク<sup>※3</sup>」やNPO、森林ボランティア団体等の活動を支援します。
- ◆ 緑の募金運動や地方植樹祭、育樹活動を通じて、県民一人ひとりの理解と協力による県土緑化を推進するとともに、緑と親しみ、守り育てる活動を通じ、次世代を担う青少年の心身の健全な育成を図るため、緑の少年団活動を支援します。
- ◆ 「森林環境税」（平成18年4月導入）の活用により、森林環境の保全や森林を守り育てる意識の醸成のための事業を進めます。
- ◆ 本県の健全な水循環を将来に継承するため、「うつくしま『水との共生』プラン<sup>※4</sup>」（平成18年7月）に基づき、産学民官連携の下、治水・利水・環境保全に関する施策を総合的に推進します。
- ◆ 沿岸域の良好な漁場環境や生態系の保全に努めるとともに、源流域から河口に至る一貫した環境保全活動を促進します。

**(2) 生物多様性の保全と持続可能な利用**

**施策の方向**

- ◇希少種を含む野生動植物の保護対策を進め、本県の豊かな生態系を守ります。
- ◇あつれきを生じている野生動物や外来生物について適切な対策を進めます。
- ◇県民が、将来にわたって享受できる恵み豊かな生物多様性を育みます。

**環境指標**

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分
野生動植物保護サポーター <sup>※5</sup> 登録者数	93人	140人	A

<sup>1</sup> 保安林：「森林法」に基づき、災害の防備や水源のかん養等の国土保全及び生活環境の保全、形成などのために指定されている森林です。立木の伐採や開発などが制限されます。

<sup>2</sup> 森林ボランティアサポートセンター：森林づくり活動の広報や森林ボランティアに関する情報の収集と提供、森林ボランティアに関する相談などに対応し、県民の森林ボランティア活動への参加を支援する機関です。

<sup>3</sup> うつくしま21森林づくりネットワーク：県民参加による森林づくり運動を推進するため、民間主体により設立された森林づくり推進組織で、森林づくり推進連絡会議や森林づくり活動発表交流会の開催等県内各地の森林ボランティア活動を牽引、先導する活動を行っています。

<sup>4</sup> うつくしま『水との共生』プラン：水と人との良好な関係を取り戻し、健全な水循環を将来に継承するため、「水にふれ、水に学び、水とともに生きる」を理念として、産学民官の幅広い連携のもと、総合的・重点的に実施していく施策の方向を示した計画です。

<sup>5</sup> 野生動植物保護サポーター：野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして、「福島県野生動植物保護サポーター制度」に基づき登録された方々です。

## 1 具体的施策

### ① 「ふくしま生物多様性地域戦略（仮称）」の策定

- ◆ 本県ならではの豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受するために、どのような取り組みが必要か、基本的な考え方、施策の方針を分かりやすく示すため「ふくしま生物多様性地域戦略（仮称）」の策定を検討していきます。

### ② 生物多様性に関する基礎調査の実施

- ◆ 県内の野生動植物の生息・生育状況を調査し、絶滅の危険度について評価し取りまとめた、「レッドデータブックふくしまⅠ（植物、昆虫、鳥類）」（平成14年3月）及び「レッドデータブックふくしまⅡ（淡水魚類、両生・爬虫類、哺乳類）」（平成15年3月）については、本県の生物多様性の状況を把握するための基礎資料となるため、生息・生育状況の経年変化を反映させるための改定を検討するなど、さらに調査研究を進めます。

### ③ 野生動植物の保護と管理の推進

- ◆ 「第10次鳥獣保護事業計画<sup>※1</sup>」（計画期間：平成19年4月～24年3月）の改定を国の第11次基本指針の策定に併せて進める。これらの計画に基づき鳥獣保護区<sup>※2</sup>等の設定などにより野生鳥獣の保護を図るとともに、農業被害や水産業被害等をもたらすニホンザル、カワウ、ツキノワグマ及びイノシシ等については、特定鳥獣保護管理計画等に基づきあつれきの軽減と地域個体群保護対策を推進します。
- ◆ 「福島県野生動植物の保護に関する条例」に基づき、野生動植物の監視活動等を行う県民ボランティアである「野生動植物保護サポーター」の活用をはじめ、希少な野生動植物の保護対策を総合的に実施します。
- ◆ 鳥獣保護センターにおける傷病野生鳥獣の救護の充実を図るため、民間ボランティアとの連携を強化するとともに、「福島県野生動物救急救命ドクター制度<sup>※3</sup>」の活用等により、野生動物の迅速かつ適切な救護に努めます。
- ◆ 多様な野生動物の生息空間を確保するため、自然公園のみならず、森林、農地、水辺地など日常的な生活地域においても野生動物の生息空間を保全・創出するよう努めるとともに、生息空間を分断しないような道路整備を図るなど移動空間についても配慮します。

<sup>1</sup> 第10次鳥獣保護事業計画：「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護事業を実施するために定める5か年計画です。

<sup>2</sup> 鳥獣保護区：野生鳥獣の保護繁殖を図るために、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき設定する区域で、知事又は環境大臣が設定します。設定期間は20年以内ですが更新することができます。保護区のうち、特に必要な区域は特別保護地区に指定し、立木の伐採、埋め立て等を制限することができます。

<sup>3</sup> 野生動物救急救命ドクター制度：県と社団法人福島県獣医師会の連携により、野生動物救急救命ドクターとして登録した動物病院の獣医師がボランティアにより野生動物の初期治療等を行う制度です。

## ④ 外来種の移植・移入の回避

- ◆ 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づき、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす外来生物等に関する調査や防除対策を実施するとともに、県民への啓発や情報提供を行い、健全な生態系の保全に努めます。

## ⑤ 生物多様性の持続可能な利用

- ◆ 県民共通の財産である生物多様性の恵みを次世代に引き継ぐため「ふくしま生物多様性地域戦略（仮称）」に基づき、本県における生物多様性保全施策を包括的に推進し持続可能な社会作りを進めます。
- ◆ 農林水産業、製造業、サービス業など、生物多様性の恵みを利用する事業活動において、生物多様性の持続可能な利用が図られるよう施策を進めます。
- ◆ 県民に対し、生物多様性の保全の意義を普及啓発するとともに、県民の主体的な生物多様性保全への取り組みを促進します。
- ◆ 本県の生物多様性の状況を的確に把握するため、生物多様性に関する基礎データを継続的に収集するとともにその活用を図ります。

## （3）自然との豊かなふれあいの推進

### 施策の方向

- ◇ 自然に学び、心れあう場の整備や機会の充実を図ります。
- ◇ 河川等と一体となった親水性に富んだ水辺空間の整備を進めます。
- ◇ 都市公園の整備など、都市部の緑化を進めます。

### 環境指標

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分
一人当たりの都市公園面積 <sup>※1</sup>	11.85㎡/人	12.50㎡/人	↗
もりの案内人 <sup>※2</sup> 認定者数（累計）	368人	425人 (H22年度)	↗

### 具体的施策

#### ① 自然とのふれあいの場の整備

- ◆ 国立、国定、県立の各自然公園とその優れた自然景観を育む自然環境を保全するとともに、自然に学び、自然とのふれあいを体験する場として、公園施設の整備の推進と適正な維持管理に努めます。
- ◆ 県民が自然とふれあう拠点として、「ふくしま県民の森<sup>※1</sup>」、「福島県昭和の森<sup>※2</sup>」、

<sup>1</sup> 一人当たりの都市公園面積：都市公園の合計面積を都市計画区域内人口で除したものです。

<sup>2</sup> もりの案内人：森林の必要性や重要性を県民に広く伝えるボランティアによる指導者の方々です。

- 1 「福島県総合緑化センター<sup>※3</sup>」や生活環境保全林<sup>※4</sup>等の整備充実を図ります。
- 2 ◆都市においては、身近に自然とふれあえる場を確保するため、都市公園の整備促進を
- 3 図るとともに、農山村地域においては、農地を活用した自然とのふれあいの場や、子
- 4 どもたちの自然観察・学習のための施設などの整備を促進します。
- 5 ◆河川、ダム、ため池、海岸線等の整備に当たっては、野生動植物の生息・生育環境や
- 6 自然景観との調和に配慮するとともに、地域住民の身近な自然とのふれあいの場とな
- 7 るよう親水性の向上を図ります。
- 8 **② 自然とのふれあい活動の推進**
- 9 ◆自然とのふれあい活動やマナーに関する情報提供を行うとともに、自然公園のビジタ
- 10 ーセンターなどにおいて、自然とのふれあいのためのオリエンテーションや利用者指
- 11 導等を行います。
- 12 ◆自然に対する感性や自然の仕組みの理解を深めるインタープリテーション<sup>※5</sup>活動の
- 13 推進を図るため、「もりの案内人」、「パークボランティア<sup>※6</sup>」や「川の案内人<sup>※7</sup>」
- 14 などのボランティアとの協力・連携に努め、自然とのふれあいについての啓発活動を
- 15 推進します。
- 16 ◆本県の豊かな自然環境の保全と活用を図るため、エコツーリズム<sup>※8</sup>を中心とした自然
- 17 体験活動の促進を図ります。
- 18 ◆都市住民が自然とふれあい、農山漁村との交流を深めることができるよう、多彩な地

<sup>1</sup> ふくしま県民の森：県民の健康の増進や自然愛護思想の普及の場として、安達郡大玉村玉井非地内に造成され、昭和47年に開園しました。その後、森林の持つ保健、教育、文化機能に対する関心が、都市住民を中心に高まり、森林に対する要請が一層多様化してきたことから、平成6年度よりオートキャンプ場の整備に着手し、平成10年7月にオープンしました。「森林（もり）との共生」を旨とする施設は、自然とのふれあいを通じて、自然の大切さを学ぶため様々な体験活動が展開され、「フォレストパークあだたら」の愛称で多くの人々に親しまれています。

<sup>2</sup> 福島県昭和の森：昭和天皇御在位50年記念として、昭和天皇ゆかりの地、耶麻郡猪苗代町天鏡台地内に整備された森林公園です。

<sup>3</sup> 福島県総合緑化センター：県土の緑化及び県民の緑化意識の高揚と県民の保健休養の場の提供として、郡山市逢瀬町河内地内に整備された施設です。園内には、日本庭園、サボテン園、樹木見本園等があります。

<sup>4</sup> 生活環境保全林：市街地等の周辺にある森林を対象として森林の持つ国土保全、水資源のかん養、保健休養などの公益的機能を総合的に発揮することを目的として整備された森林です。

<sup>5</sup> インタープリテーション：インタープリテーションとは、知識や情報を単に与えるというのではなく、自然に直接触れる体験や教材を活用して、参加者の好奇心を利用し、自ら自然の事象やそれらの背後にある自然の原則を理解してもらおうというもので、教えるというより興味を刺激し、啓発を図る教育的活動・技能です。具体的には、スライドや人形を用いたり、参加者に役割を与える劇を演じさせたり、実際に野外のコースを歩きながら行う方法などがあり、アメリカの国立公園で発達したものです。我が国では「自然解説」と訳されていますが、対象は自然に限定されず、文化・歴史（遺産）までも含んでいます。

<sup>6</sup> パークボランティア：国立公園内の一定の地区ごとに、環境省の各地区の地方環境事務所の登録を受けて利用者への自然解説、野生動植物の保護管理及び美化清掃等を行うボランティアの方々です。

<sup>7</sup> 川の案内人：河川や水環境、自然環境の分野で幅広い知識と経験を持った方々を、「川の案内人」として県が認定する制度です。その知識と経験を、河川での活動や小中学校の総合学習の場においてボランティアで教えてくれます。

<sup>8</sup> エコツーリズム：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方です。

- 1 域資源を活用しながらグリーン・ツーリズム<sup>※1</sup>を促進します。
- 2 ◆多様な生物の生息・生育空間であり、環境について学ぶ貴重な場である里地里山や水
- 3 辺地などにおいて、せせらぎスクールなどの体験型学習をとおした自然とのふれあい
- 4 を進めます。

**(4) 良好な景観の保全と創造**

**施策の方向**

- ◇美しい自然景観の保全、継承を進めます。
- ◇歴史と伝統が息づく景観の伝承を進めます。
- ◇都市における街並み、農山漁村における里山など潤いとやすらぎある景観の保全と創出に努めます。

**環境指標**

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分
市町村景観計画策定 団体数	0件	16件	ア
無電柱化された道路の 延長	79.5km	100km	ア

**具体的施策**

**① 住民参加による景観形成活動の促進**

- 9 ◆県内各地の景観形成活動の紹介などホームページによる情報発信や、景観形成活動に
- 10 取り組む団体等への景観アドバイザー<sup>※2</sup>派遣など、県民・事業者に対する幅広い情報
- 11 の提供や技術的助言を行います。
- 12 ◆うつくしま景観サポーター<sup>※3</sup>をはじめとする景観形成活動に取り組むリーダーとな
- 13 る人材の育成を図り、自然景観の保全や街並み景観の創出等、地域の特性に応じた地
- 14 域住民の自主的な景観形成活動を促進します。
- 15 ◆地元市町村と連携しながら優良景観形成住民協定<sup>※4</sup>締結への支援を行うなど、県民や
- 16 事業者の自主的な景観形成活動を促進していきます。

**② 県と市町村の連携協力による景観形成**

- 18 ◆県と市町村が景観法という共通の基盤に立ち、自然、歴史、海岸などの本県の恵まれ

<sup>1</sup> グリーン・ツーリズム（ブルー・ツーリズム）：農山（漁）村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動をいいます。

<sup>2</sup> 景観アドバイザー：県民、事業所、市町村などにおいて、それぞれの地域特性を活かした景観づくりが円滑に進められるよう、建築、土木、造園などの専門家を景観アドバイザーとして県が委嘱しており、必要に応じて助言者として派遣しています。

<sup>3</sup> うつくしま景観サポーター：景観づくりに関心のある県民をボランティアとして登録し、研修会への参加、提言活動を通じて、地域における景観づくりに取り組む人材を育成する制度です。

<sup>4</sup> 優良景観形成住民協定：景観形成に関する住民協定のうち、「福島県景観条例」に基づき、県土の景観形成に資するものとして、県が「優良」として認定し広く公表する制度です。

た良好な景観形成を推進するため、市町村の景観行政団体への移行や景観計画策定に向けた支援を強化します。

- ◆県と市町村との連携を強化し、様々な立場の関係者がより良い景観形成に向けた協議・調整を進めるため、法定の景観協議会<sup>※1</sup>を活用していきます。

### ③ 景観に配慮した公共事業の推進

- ◆公共事業の実施にあたっては、周辺の景観との調和に配慮し、地域の個性を生かした洗練されたデザインとするなど、景観づくりの先導的な役割を担っていきます。
- ◆国、市町村が行う公共事業については、景観法に基づく通知・協議制度により、景観に配慮した公共事業の実施を要請していきます。

### ④ 総合的な景観形成施策の展開

- ◆自然公園法や文化財保護法等の各種制度との連携により自然景観や歴史的景観を保全、継承していきます。
- ◆中心市街地を構成する商店街への景観アドバイザーの派遣や、良好な景観形成にも極めて密接な歴史まちづくり法<sup>※2</sup>の活用支援など、関係部局と連携しながら総合的な景観形成施策を展開していきます。

## (5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

### 施策の方向

- ◇ラムサール条約<sup>※3</sup>登録湿地である尾瀬地区の貴重な自然環境を保全します。
- ◇裏磐梯地区の優れた自然環境を保全するとともに、自然との豊かなふれあいを推進します。

### 環境指標

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分
尾瀬の入山者数に対する土・日曜日入山割合	43.2%	43.8%以下	→
裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション活動 <sup>※4</sup> 参加数	720人	600人	→

<sup>1</sup> 法定の景観協議会：行政、住民、公共施設管理者などが協議を行い、景観に関するルールづくりをします。協議が整った事項には尊重義務が発生します。

<sup>2</sup> 歴史まちづくり法：地域における城、神社仏閣及び武家屋敷等の歴史的風致の維持及び向上を図るため、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定制度等を創設した法律です。

<sup>3</sup> ラムサール条約：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が正式名称。採択地（イラン ラムサール）に因んで一般に「ラムサール条約」と言われ、湿地に生息・生育する動植物を保護・保全し、湿地の賢明な利用（ワイズユース）を目的とする条約であり、平成17年11月8日に尾瀬が重要な湿地に係る登録簿に掲載された。

<sup>4</sup> 裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション活動：裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会（国、県、地元市町村等により平成15年4月設立。）で実施しているインタープリテーション活動を指します。

## 具体的施策

### ① 尾瀬地区の自然環境保全

- ◆優れた自然景観を育む自然環境の保全と適正な利用を図るため、尾瀬地区における各種行為に対する規制や指導を行います。
- ◆貴重な自然を残している尾瀬の自然環境を保全するため、調査、植生復元及び施設整備等を実施します。
- ◆低公害バス導入や交通対策の実施により平日利用の促進を図るなど、尾瀬地区の自然環境の保全と適正な利用を図ります。
- ◆貴重な植生保護の観点から問題となっている、尾瀬におけるニホンジカの食害対策について国や県、地元自治体などが連携して、被害防止のための対策を進めます。
- ◆福島、群馬、新潟の3県が中心になって設立した尾瀬保護財団との役割分担を図りながら、関係機関と連携・協力した総合的な環境保全施策を推進します。
- ◆平成19年8月に誕生した尾瀬国立公園を21世紀にふさわしい国立公園とするため、その適正な保護と利用の在り方について検討します。

### ② 裏磐梯地区の自然環境保全

- ◆優れた自然景観を育む自然環境の保全と適正な利用を図るため、磐梯朝日国立公園内における各種行為に対する規制や指導を行います。
- ◆裏磐梯の自然環境調査を実施し、自然遷移の状況や人為的影響を把握するとともに、必要な植生復元等を実施することにより、貴重な財産である裏磐梯の自然環境を保全します。
- ◆公園施設の整備と適切な維持管理により、優れた自然環境の保全と自然と人とのふれあいを推進します。
- ◆裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会に参画し、裏磐梯地区の自然環境を保全し適正に利用するための各種情報を提供するとともに、体験的な環境教育・学習機会の増加を図ります。
- ◆景観形成重点地域に指定した磐梯山・猪苗代湖周辺については、届出制度の運用や、関連施策の活用により、きめ細かい景観形成活動を重点的に推進します。

## (6) 猪苗代湖等の水環境保全

### 施策の方向

- ◇水環境悪化を未然に防止し、紺碧の猪苗代湖を将来の世代にわたって継承します。
- ◇水環境悪化を未然に防止し、裏磐梯の清らかな青い湖沼群を守ります。

### 環境指標

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分
-----	----------------	----------------	----------

猪苗代湖のCOD値	0.7mg/l	0.5mg/l	↓
裏磐梯湖沼群のCOD値			
桧原湖	2.2mg/l	2.0mg/l	↓
小野川湖	2.9mg/l	2.0mg/l	↓
秋元湖	3.0mg/l	2.0mg/l	↓
菅原湖	3.0mg/l	2.0mg/l	↓
毘沙門沼	1.2mg/l	1.0mg/l	↓

1 具体的施策

2 ① 水環境保全対策の推進

- 3 ◆「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、各種規  
4 制措置などの水質汚濁防止対策を推進します。
- 5 ◆「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画<sup>※1</sup>」（平成14年3月）について見直  
6 し、より効果的な水環境保全対策を積極的に進めます。
- 7 ◆県民、地域住民及び事業者、市町村等と連携・協力した県民参加によるヨシ刈りなど  
8 水環境保全活動を推進します。
- 9 ◆湖の富栄養化<sup>※2</sup>を防止するため、窒素及びりんを除去する高度処理の下水道、農業集  
10 落排水施設及び高度処理型合併処理浄化槽の計画的な整備の促進に努めるとともに、  
11 その維持管理を推進します。
- 12 ◆汚濁負荷の低減に配慮した農業・水産業の推進に努めるとともに、森林の適正管理及  
13 び森林の持つ多面的な機能の発揮に向けた森林づくりの推進に努めます。
- 14 ◆水生植物群落のうち、良好な水環境を保全することが特に必要な区域として指定した  
15 水環境保全区域の保全対策を推進します。

16 ② 普及啓発及び調査研究の推進

- 17 ◆「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会<sup>※3</sup>」の活動により、水環境保全に  
18 関する意識高揚を図るための啓発等を行うとともに、同協議会の「きらめく水のふる

1 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画：「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」  
に基づき、水環境保全目標である「次代に残そう純潔の猪苗代湖、清らかな青い湖 裏磐梯」の達成に向けた計  
画です。

2 富栄養化：藻類や植物性プランクトンは太陽光線を受けて増殖し、これらが枯死し腐敗する過程で窒素やりんを  
水中に放出します。このサイクルによって湖沼などの閉鎖性水域で窒素やりんなどの栄養塩類の濃度が増加し  
ていく現象を富栄養化といいます。本来は数千年かかるこの現象が、近年では生活排水や肥料などが流れ込む  
ことによって急激に加速されています。富栄養化になると植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生  
します。これが進むと水中の溶存酸素が不足し、魚類や藻類が死滅し水は悪臭を放つようになります。

3 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会：猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における水環境保全活動の推進を  
図るため、地域住民、関係団体、事業者及び行政（国、県及び関係市町村）により設立（平成12年11月）  
された協議会です。

- 1 さと磐梯<sup>みずららい</sup>湖美来基金<sup>※1</sup>運営事業により、水環境保全活動を支援します。
- 2 ◆県内外の研究機関や環境保全団体との連携のもと、水環境に関する総合的な調査研  
3 究を推進し、その成果の普及に努めます。

4 4 安全で安心な環境の確保

5 大気、水、土壌等の保全対策、化学物質対策、原子力発電所及び周辺地域の安全確保  
6 に向けた取り組みにより、安全で安心な環境を確保していきます。

7 (1) 大気、水、土壌等の保全対策の推進

8 施策の方向

◇きれいな空気のなかで健康な生活を営むための環境を守ります。  
◇豊かな水環境を守るとともに、清らかで安全な水を確保します。  
◇安心して快適に暮らせる環境を守ります。

環境指標

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分
大気環境基準達成率	73% <sup>※2</sup>	100%	↑
大気環境基準達成率 (有害大気汚染物質)	100%	100%	→
水質環境基準達成率 (健康項目)	100%	100%	→
水質環境基準達成率 (河川のBOD)	98.3%	100%	↑
水質環境基準達成率 (湖沼のCOD)	73.3%	100%	↑
水質環境基準達成率 (海域のCOD)	100%	100%	→
水質環境基準達成率 (湖沼の全窒素、全りん)	71.4%	100%	↑
水質環境基準達成率 (海域の全窒素、全りん)	100%	100%	→
汚水処理人口普及率 (注1)	71.2%	80%	↑

9 (注1) 下水道、農業集落排水施設<sup>※1</sup>の供用開始区域内人口と、合併処理浄化槽<sup>※2</sup>等による処理人口の合計人口  
10 の総人口に対する割合。

1 「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金：上記協議会活動の一環として、湖美来クラブ会員会費、寄付、募金  
を財源とした基金を設立（平成14年7月）しました。基金はクラブ運営に使われるほか、猪苗代湖・裏磐梯  
湖沼群流域で行われる水環境保全活動に対する助成金として活用されています。

2 大気環境基準達成率：大気保全に関する環境基準が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダ  
ント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の環境基準達成率を示します。なお、全国的に環境基準の達成が困難である  
光化学オキシダントを除く達成率は100%（H20年度）となります。

## 1 具体的施策

### 2 ① 大気保全対策の推進

- 3 ◆「大気汚染防止法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場・  
4 事業場などにおいてばい煙や揮発性有機化合物、粉じんの排出基準が遵守されるよう  
5 監視・指導に努め、緊急時には迅速・的確な措置を講じます。
- 6 ◆有害大気汚染物質の排出を抑制するため、排出抑制指導や環境モニタリングなどの強  
7 化に努めます。
- 8 ◆アスベストによる健康被害を防止するため、建築物等の解体作業に伴う飛散防止対策  
9 や適正な廃棄物処理など、事業者への指導を徹底するとともに、一般環境大気中のア  
10 スベスト濃度を継続的に測定し、その実態の把握に努めます。
- 11 ◆大気中の光化学オキシダント濃度を常時監視し、光化学オキシダントの被害発生を未  
12 然防止するため、「大気汚染緊急時対策要綱」<sup>※3</sup>に基づいて対策を講じます。また、  
13 国や他県との連携を図り、広域的な汚染状況を把握するとともに、原因物質である窒  
14 素酸化物及び揮発性有機化合物等の排出抑制を図るなど、光化学オキシダント対策を  
15 推進します。
- 16 ◆自動車排出ガスによる大気汚染の軽減を図るため、バイパスなどの道路網の整備、交  
17 差点等の立体化などにより交通の円滑化を図り、自動車排出ガスの削減に努めます。  
18 →低炭素から移動
- 19 ◆自動車排気ガスによる窒素酸化物や新たに環境基準が設定された微小粒子状物質  
20 (PM2.5) <sup>※4</sup>の環境への影響を把握し、環境基準の達成に努めます。
- 21 ◆大気環境の常時監視体制を充実し、大気環境基準の維持達成状況の把握、大気汚染情  
22 報の提供に努めます。

### 23 ② 水質保全対策の推進

- 24 ◆「福島県水環境保全基本計画」<sup>※6</sup>（平成8年3月）について見直し、本県の水環境を  
25 保全するための総合的な施策の推進を図り、将来にわたって良好な水質を保全し、豊  
26 かな水辺環境を創造します。

<sup>1</sup> 農業集落排水施設：農業用排水路の水質保全と農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質の保全に寄与することを目的として、原則として農業振興地域における、し尿、生活雑排水などの汚水を処理するため、整備が進められています。

<sup>2</sup> 合併処理浄化槽：生活排水を微生物などの働きを利用して、し尿と併せて、台所、風呂場等から生じる生活雑排水を併せて浄化する施設です。河川等の水質汚濁の防止に有効な施設であることから、下水道等が整備されていない地域において、その普及が図られています。

<sup>3</sup> 大気汚染緊急時対策要綱：大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第23条に規定する大気汚染に係る緊急時の措置のうち、オキシダント及び硫酸酸化物に係る措置等に関して、必要な事項を定めたものです。

<sup>4</sup> 微小粒子環境基準(PM2.5)：大気中の浮遊粒子のうち、粒径2.5μm以下のもの。極めて微小であるため、肺の奥まで入りやすく、健康影響が懸念されています。

<sup>5</sup> 福島県水環境保全基本計画：県内の水環境について総合的かつ計画的に水環境保全施策を展開していく上での基本的方針を示す計画です。

- 1 ◆工場・事業場における水の循環利用や再生利用並びに工場・事業場、一般家庭での節  
2 水等、水の合理的な利用についての普及啓発を行います。

- 3 ◆「水質汚濁防止法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場・  
4 事業場などにおいて排水基準が遵守されるよう監視・指導を行い、緊急時には迅速・  
5 的確な措置を講じます。

- 6 ◆水道水源の水質を保全するため、水道事業者による水質監視及び水質検査体制の強化  
7 を図るとともに、「福島県生活環境の保全等に関する条例」等に基づき、水道水源の  
8 安全性の確保及び水質の向上を図るための措置を講じます。

- 9 ◆生活排水に起因する水質汚濁の未然防止を図るため、「福島県生活排水処理構想<sup>※1</sup>」  
10 （平成22年3月）に基づき、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等の整  
11 備を促進するとともに、生活排水の適正処理について、市町村が実施する対策への支  
12 援や県民への普及啓発を進めます。

- 13 ◆湖沼等の閉鎖性水域については、汚濁負荷の低減などを図り、環境基準の達成に努め  
14 ます。

- 15 ◆家畜排せつ物に起因する水質汚濁を防止するため、「家畜排せつ物の管理の適正化及  
16 び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」に基づく、家畜排せつ物処理施設の  
17 整備を支援するなど、その適正処理を促進します。

- 18 ◆河川の水量・水質等水環境の適正な保全と創造を図るとともに、河川の豊かな自然環  
19 境を保全し、潤いのある河川環境の創出を図ります。

- 20 ◆有害物質の地下浸透を未然に防止するため、工場・事業場等の監視・指導や地下水の  
21 水質の常時監視を行うとともに、汚染が確認された場合には汚染浄化対策について事  
22 業者などへの指導を徹底します。

- 23 ◆地下水の減少や枯渇を防止するため「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づ  
24 き、地下水の適正な採取・利用を推進するとともに、透水性舗装や雨水浸透ますの普  
25 及及び緑地の保全や緑化の推進などにより、地下水のかん養を図ります。

- 26 ◆「水質測定計画<sup>※2</sup>」に基づき、公共用水域及び地下水の水質調査を実施します。また、  
27 公共用水域の水質汚濁の状況や利水の変化などを考慮し、必要に応じて水質汚濁に係  
28 る水質環境基準の水域類型の見直しを行います。また、水生生物の保全を図る水域に  
29 ついては、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定を行います。

### 30 ③ 土壌汚染等対策の推進

- 31 ◆土壌汚染による人の健康に係る被害を防止するため、平成21年4月に大幅改正され

<sup>1</sup> 福島県生活排水処理構想：生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを図るため、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの役割分担により、汚水処理施設の整備を推進する方針を定めた計画です。

<sup>2</sup> 水質測定計画：「水質汚濁防止法」に基づき、公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について必要な事項を定めた計画です（毎年度策定）。

た「土壌汚染対策法」及び「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」に基づき、土壌汚染状況の把握、土壌汚染区域の指定及び汚染土壌の適正処理を促進するとともに、土壌汚染に関する情報の収集整理、保存及び提供に努めます。

- ◆「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、農用地の汚染土壌の適正処理・浄化対策を促進します。
- ◆地盤沈下を防止するため、沈下量及び地下水位を把握するとともに、「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、地下水の適正な採取・利用を推進します。

#### ④ 騒音、振動、悪臭対策の推進

- ◆工場・事業場などの周辺住民の生活環境を保全するため、騒音、振動、悪臭の発生源に対する規制指導などに努めます。
- ◆自動車、新幹線、航空機騒音等については、市町村と連携して事業者に対し適切な騒音対策を講じるよう要請するなど、環境基準の達成に努めるとともに、騒音等被害の未然防止対策を促進します。また、低周波騒音についても実態を把握するとともに、被害の未然防止に努めます。

#### ⑤ オゾン層保護の推進

- ◆オゾン層保護のため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律」等関係法令の周知徹底を図るとともに、法に基づく立入調査等により適正処理を指導します。
- ◆フロン類の適正な回収・破壊を進めるため、廃棄時においてフロン類の適正な回収が行われるよう関係事業者に対する普及啓発に努めます。

#### ⑥ 酸性雨対策の推進

- ◆酸性雨モニタリング調査を実施し、県内の酸性雨の実態把握に努めるとともに、国及び他県と連携して、より広域的な酸性雨の実態把握と影響調査に努めます。

#### ⑦ 鉱害防止対策等の推進

- ◆休・廃止鉱山の放置坑口の閉塞や坑廃水処理対策、採石場からの土砂の流出防止対策について指導を徹底します。

## (2) 化学物質対策の推進

### 施策の方向

- ◇ダイオキシン類等の化学物質の監視・測定を行います。
- ◇ダイオキシン類の発生抑制対策により、環境基準を遵守します。
- ◇工場・事業場の化学物質の適正管理を促進し、環境汚染を未然に防止します。
- ◇化学物質に関する安全・安心を確保するため、リスクコミュニケーション<sup>※1</sup>を推進します。

### 環境指標

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分
ダイオキシン類環境基準達成率	100%	100%	→
工場・事業場におけるリスクコミュニケーションの実施件数	67件	130件	↑
県内工業製品出荷額1億円あたりの化学物質排出量 (H19年度)	104.9kg	70kg	↓

### 具体的施策

#### ① ダイオキシン類等化学物質対策の推進

- ◆化学物質による環境汚染を未然に防止するため、大気・水・土壌等の環境に含まれるダイオキシン類等の化学物質についてモニタリング調査を実施して実態把握に努めます。
- ◆ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉等の立入検査を行い、排出基準の遵守について確認・指導を行います。
- ◆廃棄物焼却炉等を設置している工場、事業場に対して、排出ガス及び排水中のダイオキシン類の自主測定の実施を指導します。
- ◆内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）について基礎的な資料の蓄積を図るため、産業廃棄物最終処分場からの放流水等の継続的な監視に努めます。

#### ② 化学物質の適正管理の促進

- ◆「福島県化学物質適正管理指針」に基づき、工場・事業場における化学物質の使用実態などの調査や立入検査を実施し、事業者による主体的な化学物質の適正管理と環境汚染の未然防止を促進します。
- ◆工場・事業場に対し、事故等環境に影響を与える緊急事態が発生した場合の対策などについて指導を行います。
- ◆化学物質による環境汚染を未然に防止するため、「特定化学物質の環境への排出量の

<sup>※1</sup> リスクコミュニケーション：化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等のすべての者が信頼関係の中で共有し、お互いに意思疎通を図っていくことを「リスク・コミュニケーション」と呼んでいます。

把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき届出される工場・事業場の化学物質の排出量及び移動量などの集計結果をわかりやすく公表するとともに、事業者に対する技術的な助言を行います。

### ③ 化学物質リスクコミュニケーションの推進

- ◆ 県民・事業者・行政の共通理解と適切な対処を進めるため、化学物質に関する情報をデータベース化し、わかりやすく情報提供します。
- ◆ 化学物質に係る安全・安心を確保するため、事業者自らが行う地域における住民とのリスクコミュニケーションを推進します。

## (3) 公害紛争等の対応

### 施策の方向

- ◇ 環境汚染に関する紛争等に適切に対応します。
- ◇ 公害等の苦情については、関係行政機関と連携を図り、適切に対応します。

### 環境指標

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分
公害苦情件数	613件	モニタリング指標	—

### 具体的施策

#### ① 公害紛争処理法に基づく、公害紛争の迅速かつ適切な解決

- ◆ 公害紛争の処理に当たっては、「公害紛争処理法」に基づき、あっせん、調停、仲裁を行い、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図ります。

#### ② 地域住民の公害等に関する苦情に対する適切な対応

- ◆ 地域住民の公害などに関する苦情については、関係行政機関と協力して、適切な対応を図ります。

#### ③ 被害者救済

- ◆ 公害による被害が発生した場合には、汚染者責任の原則に則り、被害者の救済が円滑に図られるよう努めます。

## (4) 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

### 施策の方向

- ◇ 原子力発電所への立入調査や適切な措置要求等を行い、地域住民の安全を確保します。
- ◇ 環境放射能の監視・測定を行うとともに、広く情報を県民に提供します

### 環境指標

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分

原子力発電所からの 通報件数	42件	モニタリング指標	—
-------------------	-----	----------	---

### 1 具体的施策

#### ① 「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」の適切な運用

- ◆ 「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定<sup>\*1</sup>」に基づいて、原子力発電所への立入調査や適切な措置要求等を行い、地域住民の安全確保を図ります。

#### ② 原子力発電所周辺地域等における環境放射能の監視・測定、結果の公表

- ◆ 原子力発電所周辺地域において環境放射能テレメータシステムによる環境放射線の常時監視を行うとともに、測定データを一般公開します。
- ◆ 原子力発電所周辺等の土壌、飲料水、農畜産物、海産物等の環境試料の放射能濃度を測定するとともに、その結果を公表します。
- ◆ 原子力発電所等からの温排水が前面海域の漁業資源に及ぼす影響を把握するため、定期的な調査を行い、その結果を公表します。

#### ③ 環境放射能測定結果等に関する情報提供

- ◆ 各種広報媒体を通じて広く県民に、原子力発電に関する基礎的な知識の普及啓発に努めるとともに、環境放射能<sup>\*2</sup>の測定結果や県の安全確保対策に関する情報提供を行います。

#### ④ 安全確保対策の充実

- ◆ 周辺地域住民の安全確保を最優先すべきという基本認識に基づき、今後とも安全確保対策に取り組むとともに、国・事業者に対しても、さらなる安全確保対策の充実・強化に向けて県として積極的な要請を行っていきます。

<sup>1</sup> 原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定：原子力発電所周辺地域住民の安全を確保するため、県、立地町、東京電力（株）の三者が締結した協定です。この協定では、事前了解、通報連絡、環境放射能と温排水の調査、立入調査等、安全確保に関する会議開催などが定められています。

<sup>2</sup> 環境放射能：私たちがとりまく環境中にある放射性物質や放射線のことをいいます。その多くはもともと自然にあるものですが、核実験や原子力発電所から生じる人工的なものが含まれることもあります。



## 5 環境教育・学習の推進

地域や学校、職場など様々な場における環境教育・学習の充実を図るとともに、学校、地域等における指導者の育成を図ります。また、各主体の自主的な環境教育・学習を支援するために、情報や教材の提供など環境教育・学習基盤の充実に努めます。

### (1) 多様な場における環境教育・学習の充実

#### 施策の方向

◇あらゆる場、あらゆる年齢層における環境教育・学習機会の充実を図ります。  
◇子どもたちの環境理解と実践行動を促進します。

#### 環境指標

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分
環境アドバイザー等派遣 事業 <sup>*1</sup> 受講者数(累計)	20,868	30,000人	↑
せせらぎスクール参加 団体数、延べ参加者数	177団体 8,071人	200団体 10,000人	↑ ↑

#### 具体的施策

##### ① 環境教育・学習の機会の拡大

◆「環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針<sup>\*2</sup>」(平成17年3月)に基づき、学校教育や社会教育のみならず、事業所なども含めた多様な場において、あらゆる年齢層の県民一人ひとりが具体的な環境保全活動を実践するための環境教育・学習を促進します。

◆次世代を担う子どもたちが、環境を正しく理解し保全していくことの大切さを学ぶことができるようにするため、教育機関及び研究機関と連携して学校教育における環境学習用教材などの活用を促進します。

##### ② 体験型・実践型の環境教育・学習の推進

◆森林や水辺空間などを活用した環境教育・学習の充実を図るとともに、特に子どもたちの環境理解を促進していくことが重要であるため、「せせらぎスクール」や「こども葉っぱ判定士」、「田んぼの学校<sup>\*3</sup>」など、子どもを対象とした環境教育・学習を促進します。

<sup>1</sup> 環境アドバイザー等派遣事業:環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを県が環境アドバイザーとして委嘱し、市町村、公民館又は各種団体などが開催する環境に関する講演会や研修会などに、環境アドバイザー又は職員を講師として派遣する事業です。

<sup>2</sup> 環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針:「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境保全活動・環境教育推進法)」に基づき、体験型の環境教育を重視し、県民、学校、団体、事業者による様々な場における環境教育を推進する方針を定めたものです。

<sup>3</sup> 田んぼの学校:田んぼや水路、ため池などを遊びと学びの場として活用し、地域の農業への理解を深めるとともに、農業や農村が持つ多面的機能を通して、感性豊かな子どもたちに環境に対する理解を深めてもらうことをねらいとした事業です。

◆「フォレストパークあだたら」や「アクアマリンふくしま」などの環境教育・学習関連施設を活用し、体験型・実践型の環境教育・学習の推進を図ります。

### ③ 自主的な環境保全活動への取組みの支援

◆環境教育・学習機会の提供に際しては、事業者や環境ボランティア団体等多様な主体との連携を強化するとともに、地域や家庭における自主的な環境保全活動の支援に努めます。

### (2) 学校、地域等における指導者の育成

#### 施策の方向

◇学校や地域における環境教育・学習の指導者を養成し、その活用と交流を進めます。

#### 環境指標

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分
うつくしまエコリーダ ー <sup>*1</sup> 認定者数(累計)	1,583人	1,800人	↑

#### 具体的施策

##### ① 指導者の育成

◆地域において環境保全活動に積極的に取り組むリーダーを養成するため、実践的な知識を習得できる機会の提供・充実に努めます。

◆大学の教員や企業で働く環境の専門家などの協力のもと、学校教育や社会教育において体験型・実践型の環境教育をすることができる指導者の育成を図るとともに、これらの人材の活用により学校、地域等における自主的な環境保全活動を支援します。

##### ② 指導者の活用と交流促進

◆環境保全活動に実践的に取り組む地域のリーダー、大学の教員、企業で働く環境の専門家などの活用を図るとともに、これらの指導者の連携が図られるよう交流活動やネットワーク形成を促進します。

### (3) 環境教育・学習基盤の充実

#### 施策の方向

◇県民一人ひとりの環境理解と実践活動を促進するため、体系的な環境教育・学習を推進します。  
◇環境教育・学習のための教材及び情報提供の充実を図ります。

<sup>1</sup> うつくしまエコリーダ:地域における環境保全活動や環境学習を推進する指導者として積極的な役割を担う方を「うつくしまエコリーダ」として県が認定しています。

1 具体的施策

2 ① 体系的な環境教育・学習の推進

3 ◆「ふくしま環境活動支援ネットワーク」（平成21年9月設立）の機能を充実させ、  
4 環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究等の推進を図ります。

5 ② 環境学習用教材等の活用の促進

6 ◆環境問題に対する理解を深め、実践的な環境教育・学習を推進するために、「環境教  
7 育・学習プログラム<sup>※1</sup>」などの効果的な環境学習用教材等を作成するとともに、その  
8 活用を促進します。

9 ③ 環境教育・学習に関する情報提供の充実

10 ◆環境に関連する情報や、環境教育・学習に関する様々な実践事例等<sup>※2</sup>についての情報を  
11 収集し、「ふくしまの環境教育・学習に関するデータベース」として、ホームページ  
12 等により広く県民に情報提供していきます。

13 6 参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の  
14 構築

15 各主体の自発的な活動の促進、参加と連携・協働により環境保全に向けた積極的な取  
16 組みを推進します。

17 また、共通の環境問題の解決にむけて、県域を越えたネットワークにより連携・協力  
18 を進めるとともに、国際的な連携・協力を図ります。

19 (1) 各主体の自発的な活動の促進と連携

20 施策の方向

◇県民、事業者及び行政の自発的かつ連携した環境保全活動を促進します。

環境指標

指標名	現況値 (H20年度)	目標値 (H26年度)	目標 区分
NPO法人の認証を受けた環境保 全に関連する市民活動団体数(累計)	191団体	250団体	↑
環境管理セミナー <sup>※2</sup> 参加者数(累計)	3,861人	4,400人	↑
環境マネジメントシステム 認証取得事業所数(注1)	435事業所	615事業所	↑

<sup>1</sup> 環境教育・学習プログラム：県が、環境教育・学習の一層の推進を図るため、NPO法人との協働のもとに作成  
したプログラムです。

<sup>2</sup> 環境管理セミナー：環境に配慮した事業活動の普及啓発を図るために、事業者を対象として県が実施しているセ  
ミナーです。

県機関における買い物 (グリーン購入)割合	95.6%	100%	↑
--------------------------	-------	------	---

1 具体的施策

2 ① 自発的な環境保全活動の促進

3 ◆あらゆる主体における環境保全への自主的・積極的な取組みを促進します。また、県  
4 民、事業者及び行政が行う環境保全活動の情報を提供し、環境保全活動の連携を進め  
5 ます。

6 ◆「ふくしま環境活動支援ネットワーク」（平成21年9月設立）の機能を充実させ、  
7 様々な主体の環境保全活動を活性化させ、連携と協働を推進します。

8 ◆県民、事業者及び市町村などが行う自らの日常生活、事業活動に伴う環境への負荷を  
9 低減するための取組みを支援します。

10 ◆地域で環境保全活動を行っている様々な組織・団体やNPO法人などの取組みを支援  
11 するとともに、環境関係の表彰等を通じて県民の環境保全意識の高揚に努めます。

12 ◆6月5日の「環境の日<sup>※1</sup>」を中心とした環境月間において、国、県、市町村、企業、  
13 民間団体及び県民の協力・連携の下に、各種の広報、行事などを展開し、これらを通  
14 じ環境保全活動のすそ野の広がりや環境保全意識の高揚を図ります。

15 ◆「福島県環境保全基金<sup>※2</sup>」の円滑な運用を図り、環境保全に関する知識の普及や実践  
16 活動の支援などに努めます。

17 ② 環境保全活動に当たっての連携の促進

18 ◆県民、事業者及び行政が一体となって、それぞれの主体的な取組みと相互の連携によ  
19 る環境保全活動を積極的に推進します。

20 ◆地球温暖化対策を推進するため、産・学・民・官で構成する「地球にやさしいふくし  
21 ま県民会議」を推進母体として展開します。

22 ◆地球温暖化防止の取組みをしている団体の活動を広報し、団体の交流の場を設けるな  
23 ど、団体間の交流促進や活動の活性化を促進します。

24 ③ 環境にやさしい買い物の促進

25 ◆エコマーク<sup>※3</sup>や統一省エネラベル<sup>※4</sup>など消費者への周知、グリーン購入<sup>※1</sup>の推進など

<sup>1</sup> 環境の日(6月5日)：事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的  
に環境の保全に関する活動の意欲を高めるため、「環境基本法」に基づき定められました。また、環境の日を  
含む6月を「環境月間」として、各種の普及啓発活動が行われています。

<sup>2</sup> 福島県環境保全基金：環境保全に関する知識の普及や地域の環境保全のための実践活動の支援など、環境保全活  
動に要する資金に充てるため、平成元年度に設置しました。

<sup>3</sup> エコマーク：「わたしたちの手で、地球を、環境を守ろう」という気持ちをおもわした、環境保全に役立つ商品  
につけられるシンボルマークです。

<sup>4</sup> 統一省エネラベル：エアコン、テレビ、電気冷蔵庫については機器単体のエネルギー消費量が大きく、製品毎の  
省エネ性能の差が大きいことから、省エネラベリング制度及び年間の目安電気料金に加え、多段階評価制度を  
組み合わせた統一省エネラベルによる表示を定めています。

により、環境に配慮した経済活動が消費行動に結びつくよう支援します。

◆新たな「ふくしまエコオフィス実践計画（平成22年4月策定予定）」に基づき、県の活動に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、省エネルギー、グリーン購入など率先して取り組みます。

◆マイバッグ<sup>※2</sup>の利用などによる買い物時の環境配慮の促進を図るとともに、レジ袋削減、簡易包装や再生品利用などの取組みを促進し、ごみの減量化・再生利用を進めます。

#### ④ 事業者による自主的な環境保全活動の促進

◆環境マネジメントシステムに関する国際規格であるISO14001や、エコアクション21の導入など、事業者による自主的な環境負荷低減活動を、環境管理セミナーの開催などにより支援します。

◆ISO14001やエコアクション21の認証を取得した企業等における自主的な取組みを一層促進するため、環境関連情報の提供の充実やネットワーク化の促進を図ります。

#### ⑤ 日常生活における自主的な環境負荷低減のための行動の促進

◆家庭版環境マネジメントシステムの取組モデルを示す等により日常生活における取組みを促進します。

#### ⑥ 県の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行

◆新たな「ふくしまエコオフィス実践計画」（平成22年3月）に基づく環境マネジメントへの自己チェック方式の導入により、温室効果ガスの排出削減の取組みを強化し、その結果を公表します。

◆県有施設の新築、改修に当たっては、率先して省エネルギー化を推進します。また、ESCO事業などの導入を進めるとともに、その経験やノウハウを積極的に事業者等に情報提供します。

## (2) 県域を越えた取組みの推進

### 施策の方向

◇広域的な環境問題の解決に向けて、県域を越えた連携・協力を進めるとともに、国際的な交流、協力を図ります。

<sup>1</sup> グリーン購入：品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷が少ない製品・サービス等を優先的に購入することです。

<sup>2</sup> マイバッグ：スーパーなどでの買い物時に、商品を入れるために自宅から持参するバックのことです。レジ袋を使わないことによりごみを減らしたり、レジ袋の原料である原油の使用量を減らしたりすることができます。エコバックともいいます。

## 具体的施策

### ① 行政区域を越えた広域的な生活圏域での取組みの推進

◆源流域を有する本県の特性を踏まえ、隣接県を含めた流域住民や関係機関・団体相互の交流促進や連携強化を図り、流域が一体となった環境保全活動の促進を図ります。

### ② 国及び関係地方公共団体等と協力・連携した取組みの推進

◆広域的な大気汚染、流域における水環境の保全、廃棄物の越境問題、地球温暖化問題など、県域を越えた環境保全のための取組みが必要となる環境課題については、国及び関係地方公共団体などと協力・連携し、情報交換や共同調査などを行いながらその解決に努めます。

◆貴重な自然を残している尾瀬の自然環境を保護するため、調査、植生復元、低公害バス導入、交通規制、利用者の平準化などについて、福島、群馬、新潟の3県が中心になって設立した、尾瀬保護財団との役割分担をはかりながら、総合的な施策を推進します。

◆国及び他の地方公共団体と協力・連携しながら、環境に配慮した新たな産業技術の研究・開発を進めます。

### ③ 海外研修生の受け入れなどの技術・人事交流

◆環境保全に関する研修生や留学生を積極的に受け入れるなど、本県の技術・経験を生かした技術交流、人事交流を進めます。

### ④ 共通の環境問題に関する交流、協力

◆環境問題に関する諸外国の先進的な事例に学ぶとともに、共通の課題を抱える国々との交流や協力を進めます。

## 7 基盤となる施策の推進

種々の環境保全施策を総合的・効果的に推進するため、環境影響評価による環境配慮の推進・普及、環境と調和のとれた土地利用の推進、環境に配慮したゆとりある生活空間の形成を進めるとともに、総合的な調査研究、監視体制の整備、環境保全に関する情報の収集と提供など、環境保全に向けた基盤となる施策の推進を図ります。

### (1) 環境配慮の推進・普及

#### 具体的施策

#### ① 環境影響評価制度の適切な運用

◆環境影響評価制度の対象となる大規模な開発事業等の実施に際しては、環境への適正な配慮がなされるよう制度の適切な運用に努めるとともに、環境影響評価に関する情報の収集・提供に努めます。

## ② 環境影響評価制度の充実

- ◆ 大規模な開発計画では、事業の位置・規模等の検討段階で環境への影響を予測・評価し、その結果を計画に反映させることが重要であることから、計画策定段階における影響評価手法である戦略的環境アセスメント<sup>※1</sup>の調査・研究を行い、その導入について検討します。
- ◆ 環境の状況の変化・評価技術の向上などに応じて、環境影響評価制度の対象事業や評価項目の見直しなどの充実を図ります。

## ③ 各種事業における環境配慮の推進・普及

- ◆ 環境影響評価制度の対象とはならない規模の開発事業等についても、環境への影響をできる限り小さなものとし、環境に配慮した事業となるよう、事業者等の理解と協力を求めています。
- ◆ 公共事業については、構想段階から環境への影響を最少にするための配慮を事業計画の中に反映し、環境と調和した事業執行を図ります。
- ◆ 道路、河川整備など公共事業の実施に際しては、地域の自然的・社会的状況を踏まえ、自然環境や生態系の保全にも配慮しながら事業を進めます。
- ◆ 環境に配慮したイベントの開催を推進するため「うつくしまエコイベントマニュアル<sup>※1</sup>」（平成15年2月）に基づく認定時事業数の増加に向けて取り組みます。

## (2) 環境と調和のとれた土地利用の推進

### 具体的施策

#### ① 様々な制度による環境と調和した土地利用の誘導

- ◆ 大規模な開発行為の計画に対しては、「福島県大規模土地利用事前指導要綱」に基づき、総合的な事前指導を行い、地域の自然的条件等に応じた適正かつ合理的な土地利用を誘導します。
- ◆ 大規模な開発事業については、「環境影響評価法」及び「福島県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価の実施をはじめ、事業者自らが必要な環境保全対策を行い、環境と調和した土地利用が行われるよう誘導します。
- ◆ 「景観法」及び「福島県景観条例」をはじめ関係法令の連携と適切な運用により、地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造に配慮した土地利用を誘導します。
- ◆ 各種開発に当たっては、「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「農

<sup>※1</sup> 戦略的環境アセスメント：個別の事業実施に先立つ「戦略的な意思決定段階」すなわち個別の事業に枠組みを与えることになる上位計画や政策を対象とする環境アセスメントです。

地法」、「森林法」等の個別法相互の連携と調整を図り、環境と調和した土地利用の誘導が図れるよう開発許可制度などの適切な運用に努めます。

- ◆ 特定小売商業施設<sup>※2</sup>の立地に当たっては、「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」や「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を基本理念とする「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」に基づき、広域の見地からその適正な配置を推進します。

## (3) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

### 具体的施策

#### ① 快適な環境の保全

- ◆ 身近な環境に対する認識を深めるため、環境省等が選定した水<sup>※3</sup>・音<sup>※4</sup>・かおり<sup>※5</sup>などの快適な環境を広く県民に対して情報提供するとともに、将来に残しておきたいこれらの環境の保全に努めます。

#### ② 美しい生活空間の形成

- ◆ 地域の特性を生かした都市公園などの整備を推進し、うるおいのある良好な都市環境の創出に努めます。
- ◆ 緑の文化財の保護や緑化の推進により、緑化環境の創造に努めます。
- ◆ 神社、仏閣、史跡、名勝など、歴史的文化的遺産の保護・保全に努めます。

<sup>※1</sup> うつくしまエコイベントマニュアル：イベント開催時には、チラシ等の紙の使用による森林資源の減少、電気やガソリンの使用による地球温暖化など様々な環境負荷が発生することから、イベントの開催にあたっての環境配慮を推進するための取組項目等を定めたマニュアルです。一定の要件を満たすイベントを「うつくしまエコイベント」として県が認定しています。

<sup>※2</sup> 特定小売商業施設：店舗面積の合計が6,000㎡以上（ただし、店舗面積の算出が困難な場合にあっては、延べ床面積が10,000㎡以上）の小売商業施設をいいます。

<sup>※3</sup> (1) 昭和の名水100選：身近で清澄な水であって、古くから地域住民生活にとけ込み、住民の手によって保全活動がなされてきたものを昭和60年に環境省（当時環境庁）が選定したもので、本県からは、「野崎西山麓湧水群」と「小野川湧水」が指定されています。

(2) 平成の名水100選：水環境保全の一層の推進のため、昭和の名水と同様の趣旨で環境省が平成20年に選定を行い、本県からは、「荒川」、「梅峰湧流水」、「右近清水」が指定を受けています。

(3) ふくしまの水30選：ふくしまの水にふさわしい優れた水環境を「ふるさとの泉」、「ふるさとの滝」、「ふるさとの清流」別に、総計30件を県が昭和61年に選定しました。

<sup>※4</sup> (1) 日本の音風景100選：地域の人々がシンボルとして大切に、将来に残していきたいと願っている音環境を保全する上で、特に意義があると認められるものを「残したい日本の音風景100選」として、環境省が平成8年に選定したもので、本県からは、「小島の森」、「大内宿の自然用水」「からむし織の機音」が指定されています。

(2) うつくしまの音30景：これまで大切に、将来にわたって残したい音や生活に潤いと安らぎを与え、心地よい音として認められるもの「生き物」、「自然」、「生活と文化」など多岐にわたって、県が平成9年に選定を行いました。

<sup>※5</sup> 日本のかおり風景100選：身近にあるよいかおりを再発見し、かおりに気づくことを通して身の回りがある様々なにおいを意識し、良好なかおりとその源となる自然や文化—かおり環境—を保全・創出しようとする地域の取組みを支援するため、かおり環境として特に優れたものを環境省が平成13年に認定したもので、本県からは「牡丹園の牡丹焚き火」と「高柴デコ屋敷の膠(にかわ)」の2つが認定されています。

- 1 ◆地域の有している豊かな自然、美しい景観、古くから伝えられてきた伝統・文化など  
2 を生かした環境整備を進め、こころ安らぐ生活空間の創造に努めます。

### 3 ③ 環境美化の促進

- 4 ◆美しい自然景観や都市景観をめざし、公園、河川、海岸、道路、市街地などにおける  
5 空き缶やごみの散乱を防止するため、県民、事業者、行政の協力・連携の下に清掃活  
6 動などを促進します。  
7 ◆県民をはじめ、県外からの来訪者も含めて環境美化意識の高揚を図るための啓発活動  
8 を推進します。

## 9 (4) 調査研究、監視体制の整備

### 10 具体的施策

#### 11 ① 調査研究の推進

- 12 ◆ダイオキシン類等の化学物質について、調査分析を進めるとともに、環境負荷の低減  
13 等について研究を推進します。  
14 ◆地球温暖化や酸性雨などの地球規模の環境問題に対する取組みを進めるため、各種調  
15 査研究を推進します。  
16 ◆多様な自然環境や生態系に関する実態調査、自然環境の保全、野生動植物の保護管理  
17 に関する方策について研究を推進します。  
18 ◆生態系や環境に配慮した農林水産業の技術開発についての研究を推進します。  
19 ◆「福島県科学技術政策大綱<sup>※1</sup>」（平成14年3月）に基づき、産学官が連携した環境  
20 保全をテーマとした共同研究を推進します。  
21 ◆「ふくしま環境活動支援ネットワーク」（平成21年9月設立）の機能を充実させ、  
22 民・産・学・官連携による地域の環境課題等に関する調査・研究を推進します。

#### 23 ② 県内外の研究機関との連携の強化

- 24 ◆地球環境問題への対応や廃棄物の減量化など、循環型社会構築のための調査研究につ  
25 いて、関係機関との連携を強化します。  
26 ◆環境問題の地球規模での広がりに対応するため、調査研究についての国際的な連携の  
27 強化を図るとともに、相互の交流を推進します。

#### 28 ③ 監視体制の充実等

- 29 ◆県内における大気、公共用水域、地下水及び土壌などの環境汚染に関する実態把握に  
30 努め、大気環境や水環境等の保全を推進します。

<sup>1</sup> 福島県科学技術政策大綱：県民のくらしの向上、快適な生活環境の創出、本県の産業の振興に向けた科学技術振興の取組みを推進するための方策を定めたものです。

- 1 ◆原子力発電所周辺地域等の環境放射能の監視、測定を適切に実施するため、施設・機  
2 器の計画的な更新・整備を図ります。

## 3 (5) 情報の収集と提供

### 4 具体的施策

#### 5 ① 環境情報の体系的な整備

- 6 ◆環境保全施策へ反映するため、生活環境の保全や環境が健康に与える影響等に関する  
7 情報を広く体系的に収集・整備します。  
8 ◆「ふくしま環境活動支援ネットワーク」（平成21年9月設立）の機能を充実させ、  
9 環境に関する様々な情報を総合的・体系的に収集します。

#### 10 ② 環境情報の提供

- 11 ◆環境の状況や環境保全に関して講じた施策などの環境情報を、広く県民などに提供し  
12 ます。  
13 ◆「ふくしま環境活動支援ネットワーク」（平成21年9月設立）の機能を充実させ、  
14 総合的・体系的に収集した環境保全等に関する情報を、県民等に対してわかりやすく  
15 提供します。

# 第5章 各主体の役割

## 第1節 県の役割と市町村に期待される役割

### 1 県の役割

- ◆ 本計画の目標、基本方針に基づいた各種施策の地域の実情に応じた総合的かつ計画的な推進
- ◆ P D C A サイクルに基づいた本計画の進行管理と継続的な改善
- ◆ 県民、事業者や市町村などの各主体と相互に協力・連携した環境保全活動の促進
- ◆ 一事業者、一消費者としての立場からの省資源・省エネルギー、環境負荷の少ない製品の購入・使用、廃棄物発生量の抑制、リサイクルの推進など、環境保全に配慮した取組みの率先実行
- ◆ 広域的な環境保全施策の実施に当たって、必要に応じた、市町村の環境保全施策の総合調整
- ◆ 県内の取組みのみでは解決が困難な環境問題への対処のための国や他の地方公共団体との連携・協力、及び国際的な連携・協力

### 2 市町村に期待される役割

- ◆ それぞれの地域における、資源・エネルギーの有効利用、汚染の防止、リサイクルの促進などによる環境への負荷の低減や、自然とのふれあいの推進、快適な環境の保全など、地域の自然的、社会的条件に応じた多様な施策の総合的な展開
- ◆ それぞれの地域の環境保全に関する基本的な計画の策定やこれらに基づいた環境保全施策の総合的かつ計画的な推進
- ◆ 一事業者、一消費者としての立場からの省資源・省エネルギー、環境負荷の少ない製品の購入・使用、廃棄物発生量の抑制、リサイクルの推進など、環境保全に配慮した取組みの率先実行
- ◆ 住民、事業者に対する環境教育・学習の機会の充実や環境に関する情報の提供とこれらの主体と連携した地域の特性に応じた環境保全活動の推進
- ◆ 周辺市町村や県等と協力・連携した、より多角的・広域的な視点からの環境保全の取組みの推進

- ◆ 地球環境問題に関する情報の収集・提供と、環境保全に関する知見を活かした国際協力などの取組みの推進

## 第2節 事業者に期待される役割

事業活動は経済活動のなかで大きな部分を占めていることから、実効ある環境保全のためには、事業活動の実態に応じた環境への負荷低減の取組みが特に重要です。

事業者は、業種及び規模に関わらず、地域の環境特性を把握し環境の保全に配慮した事業活動を行うとともに、県民、県、市町村などと協力・連携し、環境保全のために取り組むことが望まれます。

### ◇低炭素社会への転換のために

- ◆ 事業活動に伴う環境負荷低減のための資源・エネルギーの有効利用
- ◆ 海外諸国に対する環境保全技術の移転や環境分野の専門家の派遣等の国際協力
- ◆ 県内の資源を活用するなどによるカーボンオフセットの取組み
- ◆ 社会貢献活動としての環境保全活動の推進
- ◆ 環境負荷の低減に資する技術開発と普及

### ◇循環型社会の形成のために

- ◆ 事業活動に伴う環境負荷低減のための廃棄物の減量化・適正処理
- ◆ 生産・流通・消費の各段階を通して環境負荷を低減するため、製品のライフサイクルを考慮した開発及び再生資源などの環境負荷の少ない原材料の利用
- ◆ 使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛と製品の長寿命化の推進
- ◆ 自主的な環境管理・監査を行うための I S O 1 4 0 0 1 やエコアクション 2 1 の認証取得や環境活動評価プログラムに基づいた環境行動計画の策定・実行等
- ◆ 地域住民及び行政と連携した地域における環境保全活動や環境美化活動への積極的な参加

### ◇自然と共生する社会の形成のために

- ◆ 事業活動の実施に当たっての多様な生態系等自然環境の保全
- ◆ 森林、農用地の計画的な利用によるこれらの多様な機能の保全及び環境との調和
- ◆ 良好な景観の保全と創造並びに敷地等の緑化

- 1 ◆緑化整備の際に地域の植生に応じた植物を選定するなど、野生動植物の生育・育成環
- 2 境の保全
- 3 ◇安全で安心な環境の確保のために
- 4 ◆事業活動に伴う環境負荷低減のための汚染物質の排出削減
- 5 ◆事業活動による環境への影響を未然に防止するための施設整備及び安全文化の向上
- 6 ◆事業場周辺住民等とのリスク・コミュニケーションの推進
- 7 ◆事故等、環境に影響を与える緊急事態が発生した場合において適切な対応が確実にで
- 8 きるような体制の確立及び被害の最少化
- 9 ◆事業活動が環境に及ぼす影響の把握及び環境と調和のとれた土地利用
- 10 ◇環境教育・学習の推進のために
- 11 ◆従業員の研修の際に環境に関する講演を取り入れるなどの環境教育・学習の推進
- 12 ◆環境保全に関する情報の提供などによる地域における環境教育・学習への協力
- 13 ◇参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築のために
- 14 ◆地域の環境保全活動への積極的な参加・協働と従業員の自発的な環境保全活動の推奨
- 15 ◆環境保全に関する情報の積極的な提供

### 第3節 県民に期待される役割

今日の環境問題の多くは、県民一人ひとりの日常生活に伴って発生する負荷が大  
きな原因となっています。

このため、県民一人ひとりが環境への負荷を減らし、環境への影響の少ないライ  
フスタイルを実践することが重要であることから、県民及びボランティア団体にお  
いては、事業者や行政と協力・連携して積極的に環境保全活動を行うことが期待さ  
れます。

- 23 ◇低炭素社会への転換のために
- 24 ◆太陽光発電の利用や住宅の高断熱化、不必要な電灯の消灯などによる省資源・省エネ
- 25 ルギーの実践
- 26 ◆地球環境の現状の理解及び地球環境保全と自らの日常生活との関連の認識

- 1 ◆日常生活による環境負荷の認識とその削減のための行動
- 2 ◆民間団体の活動への参加を通じた地球環境保全への取組み
- 3 ◆公共交通機関の優先利用や低公害車への買い換え、自動車の使用に当たってのエコド
- 4 ライブの実施
- 5 ◇循環型社会の形成のために
- 6 ◆県民の日常生活の事業活動による環境負荷の認識とライフスタイルの見直し
- 7 ◆分別回収・リサイクルなどによる廃棄物の減量化と適正処理
- 8 ◇自然と共生する社会の形成のために
- 9 ◆自然とのふれあいを通じた自然の理解と自然に対する感性、環境を大切に思う心の育
- 10 成
- 11 ◆身近な環境の緑化等による野生動植物の生息空間の創出や環境美化の取組み
- 12 ◆それぞれの地域に本来的に分布している野生動植物を保護するため、外来種を地域の
- 13 自然環境に持ち込まないこと
- 14 ◆優良景観形成住民協定、建築協定<sup>\*1</sup>、緑地協定<sup>\*2</sup>を結ぶなど、良好な景観の形成に向
- 15 けた自主的な活動の推進
- 16 ◇安全で安心な環境の確保のために
- 17 ◆生活排水による水質汚濁の低減
- 18 ◆日常生活における騒音発生の防止など、周辺地域の生活環境の保全
- 19 ◆環境に関する講演会などへの積極的な参加や環境アドバイザー制度の活用などによ
- 20 る自主的な環境学習活動の推進
- 21 ◇環境教育・学習の推進のために
- 22 ◆自然観察会などへの参加による、自然についての正しい知識や自然に接するマナーな
- 23 どの習得

<sup>1</sup> 建築協定：「建築基準法」に定める最低限の基準以上の、住みよいまちづくりのための基準を定め、これを守る  
ことを約束する制度です。

<sup>2</sup> 緑地協定：「都市緑地法」に基づき、住宅地等の地域の人々が自らの居住空間を良好なものに保つため、協定を  
結び街並みの緑化を進めるもので、市町村の認可を受けて成立するものです。

- 1 ◇参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築のために
- 2 ◆地域のリサイクル活動、緑化活動や環境美化活動への積極的な参加
- 3 ◆環境に配慮した商品の優先的な購入とともに過剰包装を断ったり、マイバッグを利用
- 4 したりするなど、環境負荷を低減するための行動の実践

## 第6章 計画の推進と進行管理

### 第1節 計画の推進と普及

#### 1 計画の推進

- ◆ 県は、環境の保全に関する各種施策の策定や事業の実施に当たっては、本計画との整合を図ります。
- ◆ 県民、事業者、市町村等と連携し、計画の推進を図ります。
- ◆ 本計画の着実な実行を図るため、「環境政策推進庁内連絡会議<sup>※1</sup>」において本計画において掲げた各種施策の実施状況を把握、評価し、計画の適切な推進を図ります。

#### 2 計画の普及

- ◆ 本計画の目標を実現するためには、県民、事業者及び市町村の各主体が環境保全のための自主的かつ積極的な取組みを行うとともに、各主体の連携を図ることが必要です。
- ◆ このため、各種の広報手段により、本計画の目的、内容等について周知を図り、各主体の積極的な環境保全活動の実施及び連携を働きかけます。

### 第2節 計画の進行管理

#### 1 計画の進行管理

- ◆ PDCAサイクルにより、本計画の数値目標等の進行管理を行い、継続的な改善を図ります。
- ◆ 環境の現状や施策の実施状況等を福島県環境白書等に掲載し公表します。

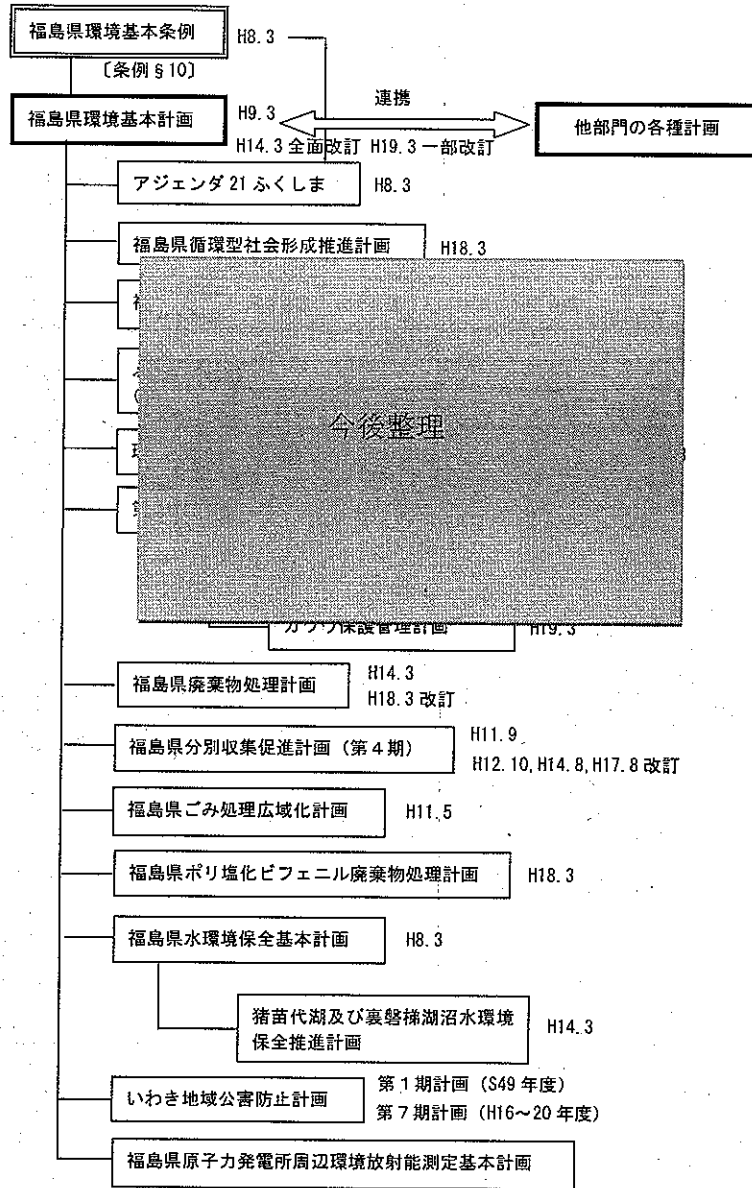
#### 2 計画の見直し

- ◆ 今後の環境の状況の変化と社会経済情勢などに対応して、また、PDCA サイクルに基づいた進行管理により、必要に応じて見直しを図ります。

<sup>※1</sup> 環境政策推進庁内連絡会議：環境政策に関する主要施策の検討及び推進に関し、庁内関係部局の意見を調整するための組織です。



環境関連計画の体系図



環境指標一覧

1 自然と人との共生

(1) 多様な自然環境の保全

環境指標名	実績値						目標値	※1	※2
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	達成 状況	目標 区分
自然公園面積	168,169.8ha	168,169.8ha	168,169.8ha	168,169.8ha	168,169.8ha	168,169.8ha	168,169.8ha 以上	◎	→
自然環境保全地域面積	4,867.4ha	4,867.4ha	4,867.4ha	4,867.4ha	4,867.4ha	4,867.4ha	4,867.4ha 以上	◎	→
水と親しめるふくしまの川づくり箇所数(累計)	45か所	51か所	53か所	—	—	63か所	65か所	○	↗
中山間地域等直接支払交付金交付面積	10,907ha	13,817ha	14,804ha	14,976ha	15,071ha	15,782ha	16,800ha (H21年度)	○	↗
森林整備ボランティア参加者数	1,113人	—	—	—	—	—	—	—	↗
上下流連携による源流域保全活動事例数	10件	—	—	—	—	—	—	◎	→

(2) 生物多様性の保全

環境指標名	実績値						目標値	※1	※2
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	達成 状況	目標 区分
野生動植物保護サポーター登録者数	—	—	—	—	—	—	—	—	↗

(3) 自然との豊かなふれあいの促進

環境指標名	実績値						目標値	※1	※2
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	達成 状況	目標 区分
国立・国定・県立自然公園利用者数	17,293千人	15,850千人	16,314千人	15,212千人	15,559千人	16,576千人	23,500千人	△	↗
緑地等面積	20.21㎡/人	20.03㎡/人	20.98㎡/人	21.23㎡/人	21.57㎡/人	22.02㎡/人	25㎡/人	○	↗
もりの案内人認定者数(累計)	124人	163人	187人	216人	254人	285人	425人	◎	↗

(4) 良好な景観の保全と創造

環境指標名	実績値						目標値	※1	※2
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	達成 状況	目標 区分
優良景観形成住民協定認定数(累計)	0件	3件	4件	7件	10件	11件	16件	◎	↗
うつくしま景観サポーター登録者数(累計)	66人	111人	201人	290人	366人	452人	630人	○	↗

(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

環境指標名	実績値						目標値	※1	※2
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	達成 状況	目標 区分
尾瀬の入山者数に対する土・日曜日入山割合	43.8%	47.8%	49.3%	47.1%	46.9%	46.7%	43.8% 以下	△	↘
裏磐梯における自然ふれあいインテグレーション活動参加者数	—	—	—	311人	328人	415人	600人	—	↗

2 環境への負荷の少ない循環型社会の形成

(1) ごみゼロ社会形成の推進

環境指標名	実績値						目標値 H22年度	※1 達成 状況	※2 目標 区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)			
ごみ排出量(1人1日当たり)	1,036g	1,055g	1,057g	1,040g	1,024g	—	930g	○	↘
リサイクル率	12.9%	13.8%	14.2%	14.5%	14.8%	—	26%	○	↗
産業廃棄物排出量	6,664千トン (H10年度)	—	—	8,387千トン	—	—	8,514千トン	×	↓
産業廃棄物減量化・再生利用率	79% (H10年度)	—	—	93%	—	—	93%	◎	→
産業廃棄物最終処分量	1,407千トン (H10年度)	—	—	615千トン	—	—	596千トン	○	↘
建設副産物リサイクル率 (アスファルト・コンクリート等)	99%	99%	98%	100%	100%	100%	100%	◎	→
下水汚泥減量化率	—	—	—	—	—	—	100%	○	↗
下水汚泥有効利用率	—	—	—	—	—	—	100%	○	↗
農業用使用済プラスチック適正処理率	—	—	—	—	—	—	100%	○	↗

(2) 環境と調和した事業活動の推進

環境指標名	実績値						目標値 H22年度	※1 達成 状況	※2 目標 区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)			
化学肥料使用量	88g/ha	—	—	—	—	—	—	○	↘
化学農薬使用量	9g/ha	—	—	—	—	—	—	◎	→
エコファーマー認定者数	—	—	—	—	—	—	30人	◎	→
うつくしま、エコ・ショップ等認定件数	1,525件	2,137件	2,225件	2,310件	2,325件	2,238件	3,000件	—	↗

(3) 資源・エネルギーの有効利用

環境指標名	実績値						目標値 H22年度	※1 達成 状況	※2 目標 区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)			
一般家庭等における年間電力使用量(1人当たり)	1,812kwh	1,800kwh	1,861kwh	1,857kwh	1,920kwh	1,997kwh	1,800kwh	×	↘
県有施設への新エネルギー導入率(累計)	3か所	4か所	7か所	9か所	10か所	13か所	20か所	○	↗
新エネルギー導入量(原油換算)	—	—	89,996kl	90,421kl	143,726kl	144,300kl	184,002kl	—	↗

(4) ダイオキシン類等化学物質対策の推進

環境指標名	実績値						目標値 H22年度	※1 達成 状況	※2 目標 区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)			
ダイオキシン類環境基準達成率	100%	99.8%	100%	100%	99.7%	99.1%	100%	△	↗
産業廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類の量	44.3g-TEQ	34.6g-TEQ	13.6g-TEQ	7.1g-TEQ	5.0g-TEQ	—	6.0g-TEQ	—	→
PRTR法で届出された化学物質排出量	—	10,732トン	8,123トン	8,235トン	7,225トン	6,318トン	5,366トン	—	↘

(5) 大気、水、土壌等の保全対策の推進

環境指標名	実績値						目標値 H22年度	※1 達成 状況	※2 目標 区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)			
大気環境基準達成率(二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、揮発性有機物質)	99.1%	98.2%	90.4%	98.2%	100%	98.2%	100%	—	↗
光化学オキシダント注意報発令日数 (光化学オキシダント大気環境基準時間超過率)	3日	0日	1日	0日	2日	1日	0日	—	↘
大気環境基準達成率(有害大気汚染物質)	—	—	—	—	—	—	100%	—	→
水質環境基準達成率(健康項目)	—	—	—	—	—	—	100%	◎	→
水質環境基準達成率(河川のBOD)	—	—	—	—	—	—	100%	○	↗
水質環境基準達成率(湖沼のCOD)	—	—	—	—	—	—	100%	△	↗
水質環境基準達成率(海域のCOD)	—	—	—	—	—	—	100%	◎	→
水質環境基準達成率(湖沼の全窒素、全りん)	—	—	—	—	—	—	100%	△	↗
水質環境基準達成率(海域の全窒素、全りん)	—	—	—	—	—	—	100%	—	↗
汚水処理人口普及率	—	—	—	—	—	—	90%程度	○	↗

(6) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全

環境指標名	実績値						目標値 H22年度	※1 達成 状況	※2 目標 区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)			
猪苗代湖のCOD(平均値)	0.5mg/l	0.5mg/l	0.6mg/l	0.5mg/l	0.6mg/l	0.7mg/l	0.5mg/l	—	↘
裏磐梯湖沼群のCOD(75%)値(桧原湖)	2.1mg/l	1.8mg/l	1.9mg/l	1.9mg/l	2.2mg/l	2.2mg/l	2.0mg/l	—	↘
裏磐梯湖沼群のCOD(75%)値(小野川湖)	2.1mg/l	2.0mg/l	2.2mg/l	1.9mg/l	2.4mg/l	2.4mg/l	2.0mg/l	—	↘
裏磐梯湖沼群のCOD(75%)値(秋元湖)	3.1mg/l	2.9mg/l	2.9mg/l	2.8mg/l	3.1mg/l	3.2mg/l	2.0mg/l	—	↘
裏磐梯湖沼群のCOD(75%)値(曾原湖)	3.1mg/l	2.8mg/l	3.0mg/l	2.6mg/l	2.6mg/l	2.9mg/l	2.0mg/l	—	↘
裏磐梯湖沼群のCOD(75%)値(出沙門沼)	1.0mg/l	0.8mg/l	0.9mg/l	0.9mg/l	1.1mg/l	1.0mg/l	1.0mg/l	—	→

(7) 環境負荷の少ない交通への取組み

環境指標名	実績値						目標値 H22年度	※1 達成状況	※2 目標区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)			
クリーンエネルギー 自動車の普及台数	912台	1,361台	1,677台	2,433台	3,566台	4,617台	15,000台	○	↗
営業用貨物自動車 輸送トン数比率	41.7%	46.1%	49.7%	49.7%	52.0%	—	55%	○	↗

(8) 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

3 地球環境保全への積極的な取組み

(1) 地球温暖化対策の推進

環境指標名	実績値						目標値 H22年度	※1 達成状況	※2 目標区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)			
温室効果ガス排出量 (H12年度=100とした指数)	123.1	—	123.7	125.8	122.3	—	92	△	↘

(2) オゾン層保護・酸性雨対策の推進

(3) アジェンダ21ふくしまの推進

4 環境教育・学習の推進

(1) 多様な場にお

環境指標名	実績値						目標値 H22年度	※1 達成状況	※2 目標区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)			
環境アドバイザー等 事業受講者数(累計)	—	—	—	—	—	—	100人	○	↗
子どもエコクラブ 登録数	—	—	—	—	—	—	100人	△	↗
子どもエコクラブ 数	—	—	—	—	—	—	100人	△	↗
せせらぎスクール 加団体数	—	—	—	—	—	—	100人	△	↗
せせらぎスクール べ参加者数	—	—	—	—	—	—	100人	△	↗

(2) 学校、地域等

環境指標名	実績値						目標値 H22年度	※1 達成状況	※2 目標区分
	(計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	(現況)			
うつくしまエコリーダ ー認定者数(累計)	680人	865人	1,097人	1,260人	1,446人	1,470人	1,800人	○	↗

(3) 環境教育・学習基盤の充実

5 参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築

(1) 各主体の自発的な活動の促進と連携

環境指標名	実績値						目標値 H22年度	※1 達成状況	※2 目標区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)			
NPO法人の認証を受けた 環境保全に関連する市民活 動団体数(累計)	10団体	22団体	50団体	84団体	101団体	143団体	200団体	◎	↗

(2) 環境に配慮した...活動の促進

環境指標名	実績値						目標値 H22年度	※1 達成状況	※2 目標区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)			
環境にやさしい買い物(グ リーン購入)推進キャンペーン 参加店舗数	—	—	1,066店舗	1,461店舗	1,648店舗	1,625店舗	2,000店舗	—	↗

(3) 環境マネジメント等の普及

環境指標名	実績値						目標値 H22年度	※1 達成状況	※2 目標区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)			
環境管理セミナー 参加者数(累計)	1,703人	2,123人	2,423人	2,610人	2,794人	3,054人	4,000人	○	↗
環境マネジメントシステム 認証取得事業所数	125事業所	162事業所	187事業所	216事業所	266事業所	315事業所	410事業所	—	↗

(4) 県の事業者・消費者と

環境指標名	実績値						目標値 H22年度	※1 達成状況	※2 目標区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)			
環境にやさしい買い物 (グリーン購入)割合	—	—	—	—	—	—	100%	○	↗

(5) 県域を越えたネットワ

(6) 国際的な取組みの推

6 共通の・基盤的な施策の

(1) 環境配慮の推進・普及

(2) 環境と調和のとれた

(3) 環境に配慮したゆとり

(4) 総合的な調査研究、

(5) 環境保全に関する情

(6) 各種政策的手法の活

(7) 環境汚染防止体制

今後整理

※1 達成状況

改訂前計画(平成14

ています。

◎:既に目標を達成している

○:目標は達成していないが概ね順調に推移している

△:目標を達成しておらず横ばい傾向にある

×:目標を達成しておらず後退傾向にある

—:改訂前計画では設定していなかったが今回新たに設定した環境指標

※2 目標区分

現況を基準として目標年度における目標値をどのような趣旨で設定したかを示しています。

↗:現況値を上げていく

→:現況値程度を維持していく

↘:現況値を下げていく

↓:現況の上昇傾向に歯止めをかける

↑:現況の下降傾向に歯止めをかける

1 ○福島県環境基本条例

平成八年三月二十六日  
福島県条例第十一号

2  
3  
4 福島県環境基本条例をここに公布する。

5 福島県環境基本条例

6 目次

7 前文

8 第一章 総則(第一条―第八条)

9 第二章 環境の保全に関する施策の基本指針等(第九条・第十条)

10 第三章 環境の保全のための基本的施策(第十一条―第三十条)

11 附則

12 わたしたちのふるさと福島は、豊かで美しい自然に恵まれており、わたしたちは、  
13 その自然の恵みの中で生活を営み、生産活動を行い、それぞれの地域の特性に応じた  
14 伝統や文化をつくり出してきた。

15 しかしながら、近年の都市化の進展や県民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便  
16 性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本県においても、都市型及  
17 び生活型公害や廃棄物の問題などが生じてきた。また、自然の復元力を超えるまでに  
18 大きくなりつつある人間の活動は、地域の環境のみならず、微妙な均衡の下に成り立  
19 っている自然の生態系に影響を及ぼすこととなり、さらには、人類の存続の基盤であ  
20 る地球の環境を脅かすまでに至っている。

21 健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは県民の権利であり、  
22 わたしたちは、この環境を保全し、将来の世代に継承していくべき責務を有して  
23 いる。

24 わたしたちは、人類の存続の基盤である地球の環境が有限なものであることを深く  
25 認識し、県民、事業者及び行政が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的  
26 な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるふるさと福島の実現を目指して  
27 いくことを決意し、この条例を制定する。

28 第一章 総則

29 (目的)

30 第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事  
31 業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本とな  
32 る事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、  
33 もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とす  
34 る。

(平―一条例五八・一部改正)

36 (定義)

37 第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる  
38 影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

39 2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又は  
40 オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又は  
41 その広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉  
42 に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

43 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の  
44 人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水  
45 の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤  
46 の沈下(鉱物の掘探のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人  
47 の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関

1 係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることを  
2 いう。

3 (基本理念)

4 第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが県民の健  
5 康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来  
6 の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤であ  
7 る環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

8 2 環境の保全は、地域における生態系が健全に維持され、及び人と自然との豊かな  
9 触れ合いが保たれることにより、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われ  
10 なければならない。

11 3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨とし、及び環境の  
12 保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われ  
13 るようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷  
14 の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構  
15 築されることを旨として、行われなければならない。

16 4 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来  
17 にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての  
18 事業活動及び日常生活において積極的に推進されるとともに、本県の経験、技術等  
19 を生かして国際的な協力の下に推進されなければならない。

20 (県の責務)

21 第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県内  
22 における環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務  
23 を有する。

24 2 県は、基本理念にのっとり、環境の保全を図る上で市町村が果たす役割の重要性  
25 にかんがみ、市町村が実施する環境の保全に関する施策を支援するよう努めるもの  
26 とする。

27 (市町村の役割)

28 第五条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自  
29 然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

30 2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する環境の保全に関する施策に協力す  
31 るよう努めるものとする。

(平―一条例五八・一部改正)

33 (事業者の責務)

34 第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに  
35 伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講  
36 ずる責務を有する。

37 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、  
38 加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他  
39 の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措  
40 置を講ずる責務を有する。

41 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支  
42 障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、  
43 その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境へ  
44 の負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その  
45 他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。  
46

1 4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関  
2 し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又  
3 は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

4 (県民の責務)

5 第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日  
6 常生活に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。

7 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努め  
8 るとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有  
9 する。

10 (年次報告書)

11 第八条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の状況を明ら  
12 かにするため報告書を作成し、公表するものとする。

## 13 第二章 環境の保全に関する施策の基本指針等

14 (施策の基本指針)

15 第九条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本  
16 理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図り  
17 つつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

18 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全  
19 されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持  
20 されること。

21 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図  
22 られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的  
23 社会的条件に応じて体系的に保全されること。

24 三 豊かな緑の保全、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的  
25 遺産の保全が図られること。

26 四 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進すること  
27 により、環境への負荷の低減が図られること。

28 (環境基本計画)

29 第十条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境  
30 の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければなら  
31 ない。

32 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

33 一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

34 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進  
35 するために必要な事項

36 3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、福島県環境審議会  
37 の意見を聴かなければならない。

38 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
39

40 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## 41 第三章 環境の保全のための基本的施策

42 (施策の策定等に当たっての配慮)

43 第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当  
44 たっては、環境の保全について配慮するものとする。

45 (環境影響評価の推進)

46 第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う  
47 事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響につ

1 いて自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環  
2 境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものと  
3 する。

4 (環境の保全上の支障を防止するための規制の措置)

5 第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の  
6 措置を講ずるものとする。

7 2 県は、自然環境の適正な保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれ  
8 がある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

9 3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な  
10 規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

11 (環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置)

12 第十四条 県は、事業者又は県民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施  
13 設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保  
14 全上の支障を防止するため、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

15 (環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

16 第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設  
17 の整備及び野生生物の種の保存その他の環境の保全上の支障を防止するための事  
18 業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

19 2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び  
20 森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要  
21 な措置を講ずるものとする。

22 3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び  
23 健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

24 4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこ  
25 れらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるも  
26 のとする。

27 (資源の循環的な利用の促進等)

28 第十六条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環  
29 的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を  
30 講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役  
31 務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

32 2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事  
33 業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の  
34 減量の推進に努めるものとする。

35 (森林及び緑地の保全)

36 第十七条 県は、快適な生活環境を保全し、及び生物の多様性の確保に資するため、  
37 森林及び緑地の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

38 (水環境の保全)

39 第十八条 県は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な生活環境を保全するため、  
40 水環境の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

41 (良好な景観の形成等)

42 第十九条 県は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景  
43 観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるも  
44 とする。

45 (環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

46 第二十条 県は、市町村及び関係機関等と協力して、県民及び事業者が環境の保全に  
47 についての理解を深めるとともに環境の保全に関する活動を行う意欲が増進される

1 ようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、環境の保全に関する広  
2 報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。  
3 (民間団体等の自発的な活動の促進)  
4 第二十一条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間  
5 団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化  
6 に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、指導又は助言そ  
7 の他の必要な措置を講ずるものとする。  
8 (情報の提供)  
9 第二十二条 県は、第二十條の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条に  
10 規定する民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人  
11 及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全に関する必要な情報を適切に  
12 提供しよう努めるものとする。  
13 (環境管理の普及)  
14 第二十三条 県は、事業者が事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために行う自  
15 主的な環境の保全に関する方針の策定、体制の整備等及びこれらの監査の実施等か  
16 らなる環境管理について、その普及に努めるものとする。  
17 (調査研究の実施等)  
18 第二十四条 県は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査研究を実施すると  
19 もに、環境の保全に関する試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の  
20 普及並びに科学技術の振興に努めるものとする。  
21 (監視等の体制の整備等)  
22 第二十五条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施  
23 するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。  
24 2 県は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するものとす  
25 る。  
26 (原子力発電所周辺地域の環境放射能の監視、測定等)  
27 第二十六条 県は、原子力発電所周辺地域の住民の安全を確保するため、当該地域に  
28 おける環境放射能の監視及び測定を実施し、その結果について定期的に公表するも  
29 のとする。  
30 (地域環境保全の推進)  
31 第二十七条 県は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。  
32 2 県は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携  
33 し、環境の保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等を効果的に行うこと  
34 により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。  
35 (地球環境保全に関する行動計画の策定等)  
36 第二十八条 県は、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境  
37 保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるととも  
38 に、これに基づく行動を推進するものとする。  
39 (公害に係る紛争の処理及び被害の救済)  
40 第二十九条 県は、公害に係る紛争の円滑な処理を図るとともに公害に係る被害の救  
41 済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとす  
42 る。  
43 (国及び他の都道府県との協力等)  
44 第三十条 県は、環境の保全に関する施策であつて広域的な取組を必要とするもの  
45 については、国及び他の都道府県と協力して、その推進に努めるものとする。  
46 2 県は、市町村、事業者及び県民との緊密な連携の下に、環境の保全に関する施策  
47 の推進に努めるものとする。

1 附 則  
2 (施行期日)  
3 1 この条例は、公布の日から施行する。  
4 (福島県立自然公園条例の一部改正)  
5 2 福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)の一部を次のように  
6 改正する。  
7 [次のよう]略  
8 (福島県自然環境保全条例の一部改正)  
9 3 福島県自然環境保全条例(昭和三十七年福島県条例第五十五号)の一部を次のよう  
10 に改正する。  
11 [次のよう]略  
12 附 則(平成十一年条例第五八号)  
13 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32

## 福島県環境基本計画

発行 福島県

問い合わせ先

福島県生活環境部生活環境総務総務課

〒960-8070 福島市杉妻町2番16号

TEL 024-521-7156

FAX 024-521-7918

e-Mail seikansoumukikaku@pref.fukushima.jp

「福島県環境基本計画」のホームページ

<http://www.pref.fukushima.jp/kenminkikaku/keikaku.html>

33  
34

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47

